

平成 28 年度
PRTR 届出外排出量の
推計方法等の概要

平成 30 年 3 月

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

目次

I. 推計方法の基本的考え方	頁
1. 法令の規定	1
2. 基本的な考え方	1
3. これまでの取組	4
4. 東日本大震災を踏まえた推計の考え方	4
5. 各事項の算出方法の概略	4
(1)対象業種を営む事業者からの排出量	
(2)対象業種を営まない事業者からの排出量(非対象業種からの排出量)	
(3)家庭からの排出量	
(4)移動体からの排出量	
(5)その他	
6. 推計方法の見直し等について	15
参考1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量	1-1
参考2. 農薬に係る排出量	2-1
参考3. 殺虫剤に係る排出量(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)	3-1
参考4. 接着剤に係る排出量	4-1
参考5. 塗料に係る排出量	5-1
参考6. 漁網防汚剤に係る排出量	6-1
参考7. 洗浄剤・化粧品等に係る排出量(界面活性剤、中和剤)	7-1
参考8. 防虫剤・消臭剤に係る排出量	8-1
参考9. 汎用エンジンに係る排出量	9-1
参考10. たばこの煙に係る排出量	10-1
参考11. 自動車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器)	11-1
参考12. 二輪車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス)	12-1
参考13. 特殊自動車に係る排出量(建設機械、農業機械、産業機械)	13-1
参考14. 船舶に係る排出量(貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート)	14-1
参考15. 鉄道車両に係る排出量(エンジン、ブレーキ等の摩耗)	15-1
参考16. 航空機に係る排出量(エンジン、補助動力装置)	16-1
参考17. 水道に係る排出量	17-1

参考 18. オゾン層破壊物質の排出量	18-1
参考 19. ダイオキシン類の排出量	19-1
参考 20. 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量	20-1
参考 21. 下水処理施設に係る排出量	21-1

Ⅱ. 推計結果(省令に基づく集計表以外の集計表)	頁
1-1. 平成25年度に推計対象とした排出源と対象化学物質	1
1-2. 平成25年度に推計対象としなかった排出源	6
2. 届出外の事業者等からの排出源別・対象化学物質別届出外排出量推計結果 総括表(参考1~21)	7

I . 推計方法の基本的考え方

I. 推計方法の基本的な考え方

1. 法令の規定

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）第9条に基づき、経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、対象事業者から届け出られた排出量以外の対象化学物質の環境への排出量（以下「届出外排出量」という。）を経済産業省令・環境省令（「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」、以下「省令」という。）で定める事項ごとに算出（推計）し、届け出られた排出量の集計結果と併せて公表することとされている。

省令で定める事項については、以下の通り規定されている。

- ① 対象業種を営む事業者からの排出量のうち従業員数、取扱量等の一定の要件を満たさないため届出がなされないもの
- ② 対象業種以外の業種（以下「非対象業種」という。）のみを営む事業者からの排出量
- ③ 家庭からの排出量
- ④ 移動体からの排出量

（「集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）」（3頁）参照）

2. 基本的な考え方

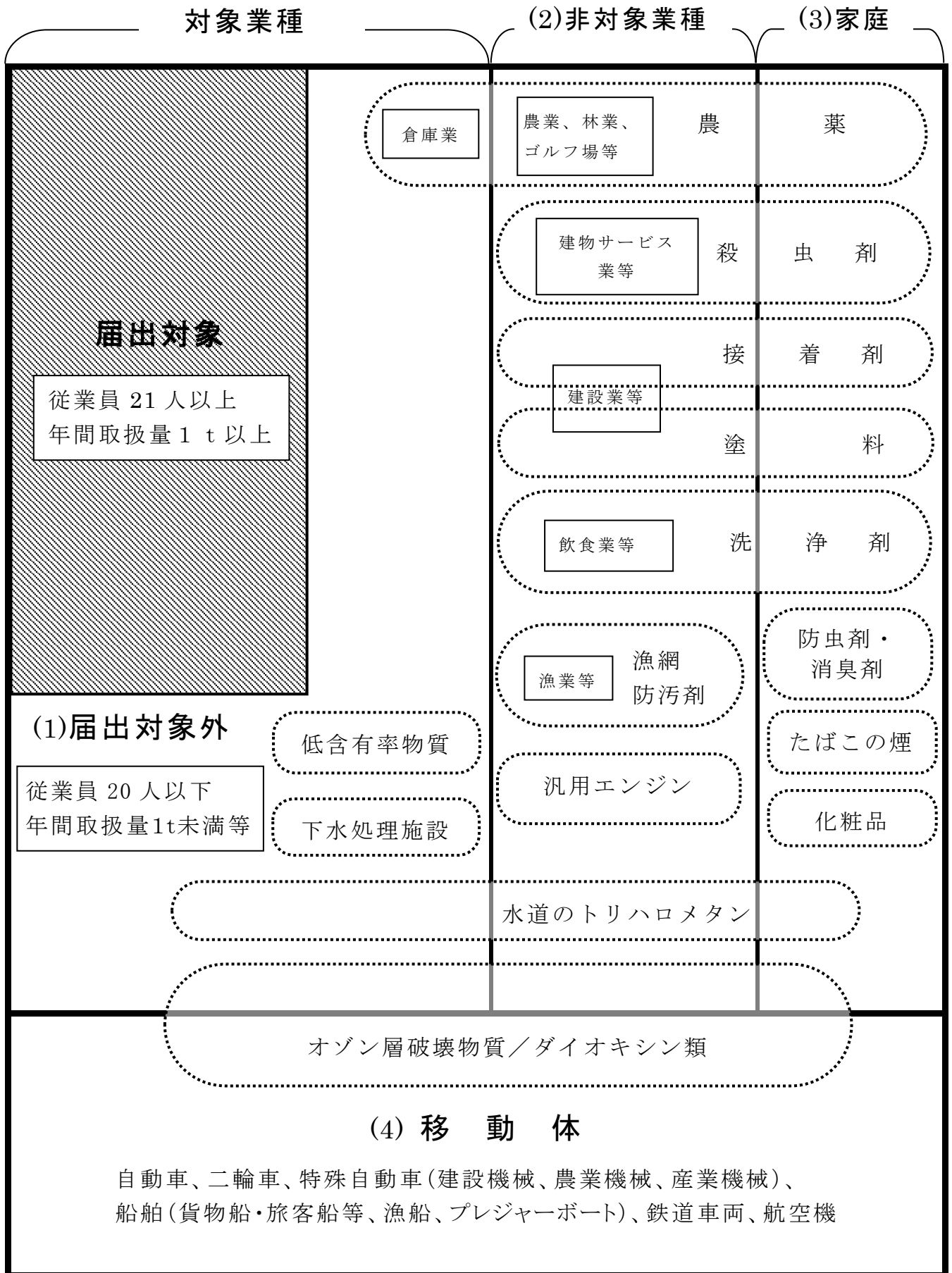
中央環境審議会環境保健部会及び産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会（平成13年8月）において、届出外排出量の算出について、「想定される主要な排出源からの排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行う」との基本的な考え方が示された。

また、化管法の見直しに係る中間答申として平成19年8月に公表された、中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間とりまとめにおいて、「届出外の排出量推計はリスク評価を実施する上でも重要であることから、経年変化が把握できるようになることにも配慮しつつ、引き続き推計精度の向上に努める」こととされた。

これらの考え方に従い、省令で列記されている排出量の算出事項それぞれにつき、想定される主要な排出源からの対象化学物質の排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行っている。

なお、現時点では、確立された推計方法がほとんどなく、推計に必要な情報が十分には得られない場合であっても、一定の信頼性が期待される場合には、その時点で得られた情報の範囲内で、推計可能な排出源及び対象化学物質について推計に向けた検討を行うとともに、毎年度、新たに得られた情報に基づき、排出係数等を含めた推計方法を見直し、推計精度の向上に努めている。

集計の対象となる排出量の構成(イメージ図)



※あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

届出外排出量の推計の概要

推計対象/算出事項	(1)対象業種	(2)非対象業種	(3)家庭	(4)移動体	【資料】
すそ切り以下事業者※	○				参考1
農薬	○ 検疫用くん蒸剤	○ 農業、林業、ゴルフ場等	○ 家庭用		参考2
殺虫剤		○ 防疫用、シロアリ	○ 家庭用、不快害虫用、シロアリ		参考3
接着剤		○ 建築用、土木用(合板からの二次排出を含む)	○ 家庭用(木工製品からの二次排出を含む)		参考4
塗料		○ 建築用、土木用	○ 家庭用		参考5
漁網防汚剤		○ 漁業、水産養殖業			参考6
洗浄剤・化粧品等(界面活性剤、中和剤等)		○ 業務用、農業	○ 家庭用		参考7
防虫剤・消臭剤			○ 家庭用		参考8
汎用エンジン		○			参考9
たばこの煙			○ (ダイオキシン類は除く)		参考10
自動車				○ ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器	参考11
二輪車				○ ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス	参考12
特殊自動車				○ 建設機械、農業機械、産業機械	参考13
船舶				○ 貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート	参考14
鉄道車両				○ エンジン、ブレーキ等の摩耗	参考15
航空機				○ エンジン、補助動力装置	参考16
水道	○	○	○		参考17
オゾン層破壊物質	○ 洗濯業等	○ 業務用(冷蔵庫等)	○ 家庭用(冷蔵庫等)		参考18
ダイオキシン類	○ 小規模事業者が有する廃棄物焼却炉等	○ 非対象業種の事業者の廃棄物焼却炉等、火葬場	○ たばこの煙	○ 自動車排出ガス	参考19
低含有率物質	○				参考20
下水処理施設	○				参考21

※「すそ切り以下事業者」とは、対象業種に属するが届出対象とならない事業所からの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」、「低含有率物質」及び「下水処理施設」に含まれないものを指す。

3. これまでの取組

経済産業省及び環境省は、平成9年度以降、PRTRパイロット事業の一環として試行的な推計作業を実施するとともに、有識者から構成される「すそ切り以下事業者排出量推計手法検討会」（委員長：亀屋隆志 横浜国立大学准教授）及び「PRTR非点源排出量推計方法検討会」（委員長：鈴木規之 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センター センター長）での検討等により、推計のベースとなる基礎データの収集や推計手法の開発等の調査研究を行ってきた。

今年度は、昨年度に実施した平成27年度届出外排出量の推計作業以降に得られた最新の知見を利用しつつ、検討会等において推計方法の見直しと推計精度の向上について、引き続き検討を行った。

4. 東日本大震災を踏まえた推計の考え方

平成28年度届出外排出量推計（以下「平成28年度推計」という。）では、年又は年度ごとの統計データの変動が一定の範囲に収まることを前提に、基本的には入手できる最新の統計データを用いて推計を行っている。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、入手できる最新の統計データが平成28年度の実態と大きく異なっていることが想定される場合には、他のデータを用いた補正を行う必要がある。これを踏まえ、排出源ごとに補正の要否を検討した。

平成27年度届出外排出量推計（以下「平成27年度推計」という。）で補正を実施した各排出源における、平成28年度推計の対応方針は以下のとおりである。

- ・鉄道車両（エンジン）については、平成28年度推計で使用する平成26年度の統計データにおいて、震災による運休の影響は軽微であったため、震災影響を考慮した補正は行わなかった。
- ・オゾン層破壊物質については、被災した地域において冷凍機器等の一部が流出又は故障し、市中在庫量が大きく変化した。震災後に設置された冷凍機器等には対象化学物質が使用されていないため、従来通りの推計方法では、被災地における市中在庫量が過大となる可能性があることから、流出又は故障した冷凍機器等の数量について補正を行った。

5. 各事項の推計方法の概略

これまでの取組を踏まえて検討した平成28年度推計の方法の概略は以下のとおりである。

(1) 対象業種を営む事業者からの排出量

① すそ切り以下の事業者からの排出量【参考1】

- ・この区分には、対象業種に属する事業を営む事業者であるが、常時使用する従業員の数が20人以下又は当該事業者の有する事業所における対象化学物質の年間取扱量が1トン未満である等の理由により、届出対象とならなかった対象化学物質の排出量が該当する。なお、これらの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」、「低含有率物質」及び「下水処理施設」からの排出に該当するものは当該排出源からの排出として、また、いずれの排出源にも該当しないものは「すそ切り以下事業者」からの排出として、排出量の推計結果をそれぞれ示している。
- ・「すそ切り以下事業者」からの排出量は、(i)各排出源に関連する製品の全国出荷量等から得られた情報と、(ii)アンケート調査で得られた情報を基に推計した。
- ・具体的には、(i)について、塗料を始めとする14種類の排出源ごとに製品としての全国出荷量、対象化学物質の平均含有率等により主要な対象化学物質の排出量を推計した。また(ii)について、事業者向けのアンケート調査で得られたデータに基づき、2つの方法で推計対象範囲を拡大した。1つは、排出源ごとに対象化学物質排出量の相対的な比率を推計し、主要物質以外の対象化学物質を推計する方法である。もう1つは、業種ごとに排出源別排出量の相対的な比率を推計し、(i)で推計する14種類の排出源以外の排出量の排出量を推計する方法である。
- ・これらの排出量を統合した上で、統計データ等に基づき推計した業種別や対象化学物質別のすそ切り以下の割合を乗じて、対象業種を営む「すそ切り以下事業者」からの排出量を推計した。

(2) 対象業種を営まない事業者からの排出量（非対象業種からの排出量）

- ・この区分には小規模の事業者が多く、個々の事業所の化学物質の取扱量が少ない業種や、事業活動に伴って化学物質を使用又は排出する場所が定点でないために定常的な排出量の把握が難しいことから対象業種として指定されなかった業種等、非対象業種のみを営む事業者からの対象化学物質の排出量が該当する。
- ・これらの排出量の推計は、対象化学物質の取扱いの実態を踏まえて主要な排出源を想定し、かかる排出源からの排出が見込まれる対象化学物質の量を推計した。ただし、非対象業種はきわめて広範囲に渡るため、特定の「業種」ではなく、非対象業種の事業者が一般的に使用している「製品」に着目して推計を行った。
- ・なお、非対象業種で使用される移動体（例：運送業の航空機・貨物船、漁業の漁船等）については、「(4)移動体からの排出量」に区分した。
- ・現時点で、信頼できる情報を用いて推計可能と考えられるものは、以下のとおりである。

①農薬の使用が想定される業種（農業、林業、ゴルフ場等）【参考2】

- ・農薬に有効成分又は補助剤として含まれる対象化学物質について、農薬の使用に伴い環境中に排出される量を推計対象とした。
- ・推計対象年度には、その農薬年度（前年10月～当該年9月）の出荷量はすべて使用され、その全量が環境中に排出されるものと仮定し、農薬要覧から得られる都道府県別・農薬種類別の出荷量に、農薬に有効成分又は補助剤として含まれる対象化学物質の含有率を乗じて算出することを基本とした。
- ・実際の算出にあたっては、作付面積や年次補正した産業連関表等のデータに基づき、都道府県ごとの需要分野（水稻、果樹、野菜畑作等）別に排出量を推計した。このうち家庭や倉庫業（PRTR対象業種に該当）での需要以外を合算して、全国及び都道府県別の「(2)非対象業種からの排出量」とした。
- ・なお、倉庫のくん蒸剤として使用される農薬については、「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」とした。

②殺虫剤の使用が想定される業種（防除業等）【参考3】

- ・衛生害虫（蚊、ハエ等）の駆除のために自治体が側溝等に散布する場合や、防除業者がオフィスビルや店舗に散布する場合等に使用される防疫用殺虫剤に含まれる対象化学物質を推計対象とした。また、シロアリによる害を防除する目的で、住宅等で防除業者や建設業者により散布されるシロアリ防除剤に含まれる対象化学物質も推計対象とした。なお、農薬取締法に基づく農薬に該当する殺虫剤に係る排出については、「(2)①農薬の使用が想定される業種」の推計対象に含まれる。
- ・防疫用殺虫剤については、推計対象年度に使用される全量がすべて環境中へ排出（又は下水道へ移動）されるものと仮定し、製造側の業界団体から得られる原材料使用量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・シロアリ防除剤については、推計対象年度に使用される全量がすべて環境中へ排出されるものと仮定し、製造・販売の業界団体から得られる原材料使用量の調査データ、建築物の延べ床面積等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

③接着剤、塗料の使用が想定される業種（建設業等）【参考4、参考5】

- ・業務用の接着剤に溶剤又は樹脂原料として含まれる対象化学物質について、建築・土木現場での接着剤の使用に伴う排出や合板等の建築資材に使われた接着剤中のホルムアルデヒド（樹脂原料）の建築・土木現場での二次排出を推計対象とした。なお、事業所で建築資材を製造する者は製造事業者であり、当該建築資材の製造工程からの排出量は届出対象等となる。
- ・業務用の塗料に溶剤、樹脂原料等として含まれる対象化学物質について、建築・土木現場及び路面標示での使用に伴う排出を推計対象とした。

- ・これらは、推計対象年度の出荷量はすべて使用され、その使用量の一定の割合が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体等から得られた需要分野別・塗料種類別の全国出荷量、対象化学物質の標準組成等のデータや、新築着工床面積等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

④漁網防汚剤の使用が想定される業種（漁業、水産養殖業）【参考6】

- ・定置網及び養殖場で用いられる漁網は、漁網防汚剤につけ込んだ後、溶剤を蒸発させてから水中で使用されることから、漁網防汚剤に有効成分及び溶剤として含まれる対象化学物質を推計対象とした。
- ・推計対象年度の使用量の全量が環境中へ排出されるものと仮定し、業界団体から得られた漁網防汚剤の全国使用量のデータ、都道府県別の収穫量の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

⑤洗浄剤、化粧品等の使用が想定される業種（農業、飲食業、建物サービス業等）【参考7】

- ・飲食業（食器洗浄）、建物サービス業（フロア清掃）等で使用されている業務用洗浄剤及び肥料中の界面活性剤として含まれる対象化学物質と、飲食業及び建物サービス業で使用されている業務用洗浄剤に中和剤等として含まれる2-アミノエタノールを推計対象とした。
- ・界面活性剤は、推計対象年度の出荷量はすべて使用されるものとし、肥料以外の界面活性剤についてはその全量が水域へ、肥料中の界面活性剤についてはその全量が土壌へ排出されるものと仮定し、業界団体から得られる全国出荷量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・中和剤等は、推計対象年度の出荷量はすべて使用され、その使用量の全量が水域へ排出されるものと仮定し、業界団体から得られる全国出荷量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

⑥汎用エンジンの使用が想定される業種（農業、林業、建設業等）【参考9】

- ・汎用エンジン（自動車等の移動体の動力源等に用いられるエンジン以外のもの）のうち、大型コンプレッサ、発電機等の6機種の作業時の排出ガス中に含まれる対象化学物質を推計対象とした。
- ・機種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と機種別の平均出力から、機種別の全国合計の年間仕事量（GWh/年）を算出した。また、環境省等の実測データに基づいた機種別の全炭化水素の排出係数（mg/kWh）と、実測データに基づいた全炭化水素に対する対象化学物質の比率を設定し、これらを利用して、機種別・対象化学物質別の排出係数（mg/kWh）を設定した。
- ・機種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じて、全国の排出量を推計し

た。これを、機種ごとに人工林面積及び完成工事高等の指標により按分して都道府県別の排出量を推計した。

⑦その他の非対象業種

- ・道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業等については、移動体からの排出が主たる排出源として想定されるので、「(4)移動体からの排出」に区分した。

(3) 家庭からの排出量

- ・この区分には、一般家庭における農薬、殺虫剤、接着剤、塗料、洗浄剤、化粧品、防虫剤及び消臭剤等の家庭用製品の使用に伴う排出が該当する。
- ・なお、家庭で使用される移動体（自動車や二輪車）については、「(4)移動体からの排出量」に区分した。
- ・上記「(2)非対象業種からの排出量」と同様の方法により、家庭で使用される製品の全国出荷量、製品中の対象化学物質の標準組成、排出率等の各種データと、世帯数、人口等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計することを基本とする。
- ・現時点で、信頼できる情報を用いて推計可能と考えられるものは、以下のとおりである。

①農薬【参考2】

- ・農薬については、(2)①で非対象業種からの農薬の排出量を都道府県別・需要分野別に推計する際に、産業連関表を年次補正したものから「家庭」向けの需要分を割り振ることにより、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

②殺虫剤【参考3】

- ・家庭で使用される家庭用殺虫剤（蚊、ハエ等）、不快害虫用殺虫剤（ハチ、ブユ等）に含まれる対象化学物質を推計対象とした。また、シロアリによる害を防除する目的で使用されるシロアリ防除剤のうち家庭用の製品に含まれる対象化学物質も推計対象とした。なお、農薬取締法に基づく農薬に該当する殺虫剤に係る排出については、「(2)①農薬」の推計対象に含まれる。
- ・家庭用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤については、推計対象年度の出荷量はすべて使用され、使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体から得られる家庭用製品の原材料使用量のデータ、都道府県別の世帯数等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・シロアリ防除剤については、推計対象年度に使用される全量がすべて環境中へ排出されるものと仮定し、製造・販売の業界団体から得られる原材料使用量の調査データ、建築物の延べ床面積等の統計データを使用して全国及び都道府県別の排出量を推計した。

③接着剤、塗料【参考４、参考５】

- ・家庭用の接着剤及び塗料の使用に伴う排出や家庭での家具等の木工製品からのホルムアルデヒドの二次排出について、「(2)③接着剤、塗料」と同様の方法により、家庭用製品の全国出荷量、対象化学物質の標準組成等のデータや、世帯数等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

④洗剤、化粧品等【参考７】

- ・家庭用洗剤（身体用洗剤、台所用洗剤等）及び化粧品に界面活性剤として含まれる対象化学物質並びに家庭用洗剤のうち、主に洗濯・台所・住宅用等洗剤に中和剤等として含まれる２-アミノエタノール等を推計対象とした。
- ・業界団体から得られる家庭用製品の全国出荷量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・なお、家庭用洗剤には、飲食店等において業として使用されているものがあるが、これは家庭用として出荷されたものを事業者が使用しているものであることから、一括して「(3)家庭からの排出量」として区分した。
- ・また、化粧品についても、理容業や美容業等で業として使用されているものがあるが、業務用と家庭用で使用方法に大きな相違がないと考えられることから、一括して「(3)家庭からの排出量」に区分した。

⑤防虫剤、消臭剤【参考８】

- ・防虫剤、消臭剤に含まれるジクロロベンゼン及び防虫剤に含まれるナフタレンを推計対象とした。
- ・推計対象年度の出荷量はすべて使用され、使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体から得られた防虫剤・消臭剤の全国出荷量等のデータ、都道府県ごとの人口等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・なお、防虫剤や消臭剤には、洗濯業等で業として使用されているものがあるが、業務用と家庭用で使用方法に大きな相違がないと考えられること、家庭用として出荷されたものを事業者が使用している可能性があること等から、一括して「(3)家庭からの排出量」に区分した。

⑥たばこの煙【参考１０】

- ・喫煙に伴う副流煙に含まれる対象化学物質を推計対象とした。なお、たばこの煙に含まれるダイオキシン類に係る排出については、「(5)③ダイオキシン類」の推計対象に含まれる。
- ・副流煙は全量が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体から得られた全国販売本数等の統計データと、厚生労働省の「たばこの煙の成分分析」から得られるたばこ１本あたりの副流煙中の対象化学物質生成量を使用して、全

国及び都道府県別の排出量を推計した。

- ・なお、主流煙については、体内で吸収された後の環境中への排出率が不明のため、推計の対象としていない。

(4) 移動体からの排出量

- ・この区分には、運行主体の業種、営業用／自家用の差に関係なく、自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機等の移動体の運行に伴う排出が該当する。
- ・エンジンからの排気ガスについては、基本的には、移動体の種類ごとに、排気ガスに含まれて排出される対象化学物質の量について、走行距離、仕事量、燃料消費量等の活動量あたりの排出量（排出係数）に、都道府県別の活動量を乗じて合算する（又は全国活動量を経済指標等で都道府県別に按分する）ことにより、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・移動体の燃料タンクからの燃料の蒸発に伴う対象化学物質の排出のうち、自動車及び二輪車からの給油後のロスとして排出されるものの排出量を推計した。
- ・ブレーキ等の摩耗により排出される化学物質については、鉄道車両のブレーキの摩耗に係る石綿の排出量を推計した。
- ・なお、自動車のエアコンで冷媒として用いられるオゾン層破壊物質及び自動車排出ガス中に含まれるダイオキシン類の排出量については、別に推計した。（オゾン層破壊物質：(5)②、ダイオキシン類：(5)③参照）

①自動車【参考 1 1】

- ・ガソリン・LPG 車、ディーゼル車の排出ガス及びガソリン車の燃料蒸発ガス中に含まれる対象化学物質について、①暖気状態での排出（以下「ホットスタート」という）、②冷始動時に暖気状態よりも増加する分の排出（以下「コールドスタート時の増分」という）、③燃料蒸発ガス、④サブエンジン式機器（冷凍機やクーラーの動力源としての専用エンジン）からの排出、の4区分についての推計を行った。
- ・①ホットスタートは、都道府県別の走行量に、走行量あたりの排出係数を乗じて、全国及び都道府県別の排出量を推計した。具体的には、走行量は、道路交通センサ（一般交通量調査）等に基づき、細街路を含めた道路全体の年間走行量を設定した。排出係数は、車種や自動車の旅行速度による排出量の変化等を考慮して環境省の実測データ等に基づき設定した。平成 28 年度推計にあたっては、各種規制への対応状況をより実態に即した形で反映できるよう推計方法を改善した。
- ・②コールドスタート時の増分は、都道府県別・車種別の保有台数、1 台あたりの年間始動回数に、始動 1 回あたりの排出係数を乗じて、全国及び都道府県別の排出量を推計した。なお、排出係数は、コールドスタート時の排出係数と暖気状態の排出係数の差分を利用することで、増分としての排出係数を

設定した。

- ・③燃料蒸発ガスについては、ダイアーナルブリージングロス（駐車中に気温の変化等によりガソリントankで発生したガソリン蒸気が破過したキャニスタから大気に放出されることにより発生する蒸発ガス）等に起因する排出量について、別途推計された過去の車種別の全炭化水素排出量を年次補正することにより推計した。平成28年度推計にあたっては、最新の実験データに基づいた推計手法とするとともに、前述のデータに基づき対象物質数を増やした。
- ・④サブエンジン式機器の活動量については、機種別に、平均稼働時間、全国保有台数、作業時平均出力を乗じて、機種別の全国合計の年間仕事量を算出して設定した。排出係数については、環境省の実測データに基づいた機種別の全炭化水素の排出係数と全炭化水素に対する対象化学物質の比率を乗じて、機種別に設定した。これら機種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じて、機種別の全国の排出量を推計し、この結果を、機種に応じた車種の走行量により按分して都道府県別の排出量を推計した。

②二輪車【参考12】

- ・ガソリンを燃料とする原動機付自転車、二輪自動車の排出ガス及び燃料蒸発ガス中に含まれる対象化学物質について、①ホットスタート、②コールドスタート時の増分、③燃料蒸発ガス、の3区分について推計を行った。（サブエンジン式機器については、通常二輪車には搭載されていないことから推計対象とはしていない。）
- ・①ホットスタートは、都道府県別の走行量に、走行量あたりの排出係数を乗じて全国及び都道府県別の排出量を推計した。具体的には、走行量は、道路交通センサ（一般交通量調査）等に基づき、降雨・降雪時及び冬季の使用日数の低下を考慮した上で、細街路を含めた道路全体の年間走行量を設定した。排出係数は、車種や旅行速度を考慮し、環境省の実測データ等に基づき設定した。
- ・②コールドスタート時の増分は、都道府県別・車種別の二輪車保有台数、1台あたりの年間始動回数に、始動1回あたりの排出係数を乗じて全国及び都道府県別の排出量を推計した。具体的には、年間始動回数については、業界団体の調査結果等に基づき、降雨・降雪時及び冬季の使用日数の減少や車種を考慮した上で設定した。排出係数は、環境省の実測データに基づき、車種別にコールドスタート時と暖気状態の全炭化水素の排出係数の差分を利用することで、増分としての排出係数を設定した。
- ・③燃料蒸発ガスについては、ダイアーナルブリージングロス等について、車種別の全炭化水素排出量、年次補正係数、地域の配分指標等に、全炭化水素に対する対象化学物質の比率を乗じて排出量を推計した。

③特殊自動車（建設機械、農業機械、産業機械）【参考13】

- ・ ガソリン・LPG 又はディーゼル式の特特殊自動車のうち、建設機械（ブルドーザ、油圧ショベル等）、農業機械（トラクタ、耕耘機等）、産業機械（フォークリフト）の作業時の排出ガス中に含まれる対象化学物質を推計対象とした。なお、公道走行時の排出は「(4)①自動車」の推計対象に含まれるものとした。
- ・ 車種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じて、対象化学物質の全国の排出量を推計した。この結果を、完成工事高等を指標に按分することにより、都道府県別の排出量を推計した。車種別の全国合計の年間仕事量については、車種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と車種別の平均出力から算出した。車種別の対象化学物質の排出係数については、環境省等の実測データに基づいた車種別の全炭化水素の排出係数と全炭化水素に対する対象化学物質の比率を設定し、これらを乗じて設定した。

④船舶（貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート）【参考14】

- ・ 貨物船・旅客船等（内航船舶及び外航船舶に区分）の航行時の主機ディーゼルエンジンからの排出ガス、停泊中の補機ディーゼルエンジン及び補助ボイラーからの排出ガス、漁船（沿岸漁船、沖合漁船、遠洋漁船に区分）のエンジンからの排出ガス、プレジャーボートのエンジンからの排出ガス中の対象化学物質を推計対象とし、船舶ごとに燃料消費量（又は仕事量）あたりの対象化学物質の排出係数（文献等に基づき設定）に、燃料消費量（統計データと既存の文献に示された手法から算出）等乗じて排出量を推計した。
- ・ 貨物船・旅客船等については、港湾区域内の排出量を全国及び都道府県別に推計するほか、内航船舶の港湾区域外の排出量も推計した。ただし、港湾区域外の排出については、海域を特定することが困難なため、全国排出量のみ算出し、都道府県別には区分していない。外航船舶の港湾区域外の排出については、港湾区域外の活動量の設定が困難なため、推計の対象外とした。
- ・ 沿岸漁船（12海里以内）については、各種統計データより都道府県別の燃料消費量が推計でき、漁港から近い海域での操業が中心と考えられることから、全国及び都道府県別の排出量を推計した。沖合漁船（12～200海里）については、漁港から離れた海域での操業が主と考えられるため、全国排出量のみ算出し、都道府県別には区分していない。遠洋漁船（200海里以遠）については、領海から離れた海域での操業が主と考えられるため、推計の対象外とした。
- ・ プレジャーボートのうち、小型特殊船舶、プレジャーモーターボート、プレジャーヨットについては、関連団体から得られる出荷・在籍船数、平均稼働時間等のデータや、文献に基づく排出係数等のデータを用いて、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

⑤ 鉄道車両【参考 15】

- ・軽油を燃料とする機関車、気動車等のディーゼルエンジンからの排出ガス中に含まれる対象化学物質及び鉄道車両の運行に伴うブレーキ等の摩耗により排出される石綿を推計対象とした。
- ・排出ガスについては、鉄道統計年報から得られる鉄道事業者別の燃料消費量を車両配置数等の指標により細分化した都道府県別燃料消費量に海外の文献値等に基づき設定する燃料消費量あたりの排出係数を乗じて全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・ブレーキの摩耗により排出される石綿については、鉄道事業者へのアンケートによりブレーキパッド等の使用個数、製品の摩耗率等を把握し、これらを乗じて鉄道事業者別の排出量を推計した。さらに、鉄道事業者ごとの延べ運行距離等を考慮することにより全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・エンジンに係る平成 28 年度排出量の推計においては、利用可能な鉄道統計年報（平成 26 年度実績）のデータに東日本大震災による運休影響が反映されているが、復旧状況を精査したところ震災による影響は軽微であったため、震災影響を考慮した補正は行わなかった。

⑥ 航空機【参考 16】

- ・国内の民間空港に航空運送事業で離着陸する航空機の排出ガスのうち、離着陸時のエンジン本体の稼動及び駐機時の補助動力装置（APU）の稼動に伴い排出されるものに含まれる対象化学物質を推計対象とした。
- ・エンジン本体からの排出については、上空飛行時には一般に排出ガスの地上への影響は少ないと考えられ、また対象化学物質を排出した地域の特定が困難なことから、航空機の排出ガスの環境影響の評価に一般的に使用される LTO(Landing and Take Off)サイクルによる高度 3,000 フィート(約 914 メートル)までの離着陸に伴う排出量を推計した。
- ・具体的には、文献により得られた実測データ及び文献値等から設定した燃料消費量あたりの対象化学物質の排出係数に、機種別の離着陸時の燃料消費量、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じて空港別の対象化学物質の排出量を推計し、これを合算して全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・また、駐機時にエンジン本体が停止している際の APU の稼動に係る排出についても、既存の文献や業界団体から提供されたデータを利用して、機種別の単位時間あたりの対象化学物質の排出係数に、空港別・機種別の APU 使用時間、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じて空港別の対象化学物質の排出量を推計し、これを合算して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

(5) その他

① 水道の使用に伴うトリハロメタン【参考 17】

- ・浄水場で水に注入された塩化物イオン等と有機物との反応により、水道水中でトリハロメタンが生成される。このうち、対象化学物質であるクロロホル

ム、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンの3物質を推計対象とした。

- ・水道統計から得られる上水道事業主体別・需要分野別の有収水量（浄水場から供給される水量で料金徴収の対象になるもの）と浄水場別のトリハロメタンの平均濃度から、市区町村別・需要分野別のトリハロメタンの生成量を推計した。これと、市区町村別の下水道普及率等から、市区町村別・需要分野別・媒体別のトリハロメタンの排出量を推計した。
- ・さらに、水道統計の需要分野の各区分を、本推計の「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」、「(2)非対象業種からの排出量」、「(3)家庭からの排出量」の区分のいずれかに当てはめて合算することにより、全国及び都道府県別の(1)～(3)の排出量を推計した。

②オゾン層破壊物質【参考18】

- ・オゾン層破壊物質の届出対象とならない主な排出源としては、発泡剤や冷媒等として製品中に含まれて販売された製品の使用時、充填時、廃棄時の回収に伴う排出及び洗浄剤や噴射剤の使用時における排出等が考えられる。
- ・これらについて、用途、ライフサイクルの段階ごとに分類して推計を行い、「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」、「(2)非対象業種からの排出量」、「(3)家庭からの排出量」、「(4)移動体からの排出量」に配分した。

③ダイオキシン類【参考19】

- ・PRTRでは、対象業種に属する事業を営み、常用雇用者数21人以上の事業者が所有する、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設からのダイオキシン類の排出量が届出の対象となっている。
- ・PRTRの届出対象外のダイオキシン類の排出量については、環境省が毎年度とりまとめているダイオキシン類の排出インベントリーの平成27年の結果と平成28年度の事業者からの排出量の届出集計結果から推計した（平成28年の排出インベントリーは平成30年1月の時点で未公表のため、平成27年の排出量と同一と仮定）。具体的には、インベントリーのPRTR対象業種に係る項目の排出量からPRTR届出排出量の集計結果を差し引くことにより「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」を推計し、「(2)非対象業種からの排出量」、「(3)家庭からの排出量」及び「(4)移動体からの排出量」について、インベントリーの該当項目の排出量を按分した。

④製品の使用に伴い排出される低含有率物質【参考20】

- ・製品中に低含有率でしか含まれていないため届出対象とならない対象化学物質のうち、その製品の取扱量が大きいことにより、事業所からの排出が見込まれる物質（石炭中に微量に含まれ、火力発電所等から排出される重金属等）については、文献で得られた排出原単位や発電電力量等に基づき排出量を推計した。

⑤下水処理施設に係る排出【参考 2 1】

- ・下水処理施設が設置されている事業所からの PRTR 制度に基づく届出については、化管法施行規則第 4 条第 1 号ニにより、下水道法第 21 条第 1 項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量を届け出ることとされている。これらの届け出されている対象化学物質の排出量以外に下水処理施設から排出されるものを推計対象とした。
- ・具体的には、下水処理施設に流入する対象化学物質の量（届出の移動量、届出外排出量の推計値等）を把握し、文献等で得られた下水処理工程における除去や分解を経た各媒体への移行率を設定したうえで、これらに乗じて下水処理施設からの排出量を推計した。

6. 推計方法の見直し等について

平成 28 年度推計でも自動車からの排出のうち「ホットスタート」及び「燃料蒸発ガス」について見直しを行ったが、今後も有用なデータ・ソースや優れた推計方法があれば積極的に取り入れるとともに、引き続き関係機関や業界団体の協力等によりデータの収集・更新を行い、可能な限り推計方法を改善していく。

具体的には、届出外排出量の推計の基礎としている各種統計資料、アンケート結果資料等を定期的に更新するとともに、排出係数等については、実測データ、文献値等の収集を進め、適宜見直しを行うことにより、一層の精緻化を図る。推計方法の見直しを行った際は、排出量の経年変化の把握に支障が生じないように、推計方法の変更履歴を明記するとともに、推計方法の見直しが推計結果に与える影響を明らかにする等、一層の工夫を行うこととする。

また、推計対象としていない排出源（廃棄物処理施設、肥料、香料、鉄道部品等）についても情報の収集を進め、信頼できる情報が得られ次第、可能な限り推計の対象に加えていくものとする。

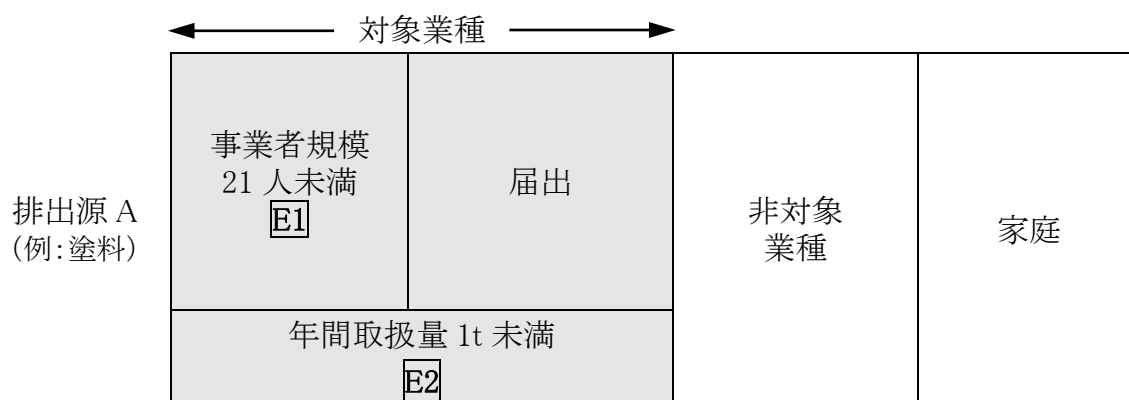
さらに、推計対象とした排出源の種類により推計精度に差があると考えられるため、それぞれの推計精度を評価する手法を将来的に検討する。

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量

PRTR の対象業種を営む事業者のうち、PRTR の届出要件(従業員規模等)を満たさない事業者(以下、「すそ切り以下事業者」という。)に係る届出外排出量(以下、「すそ切り以下排出量」という。)については、排出源ごとに推計された「総排出量」に基づき、以下の計算式によって推計した。

$$\begin{aligned} & \text{すそ切り以下排出量(kg/年)} \\ & = \text{総排出量(kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合(\%)} \end{aligned}$$

この計算式にある「総排出量」とは、塗料や接着剤といった排出源に係る対象業種からのすべての事業者(届出事業者とすそ切り以下事業者)による排出量のことである。この推計対象となる総排出量等のイメージを図1に示す。



注1: 図中の網掛けの部分が推計対象となる「総排出量」に該当する。

注2: 図中の「E1」と「E2」を合計したものが「すそ切り以下排出量」に該当する。

図1 推計対象となる「総排出量」等のイメージ

すそ切り以下排出量を推計するための主なパラメータとその定義は表1に示すとおりである。パラメータのうち、「すそ切り以下の割合」については、「21人未満の割合」と「1トン未満の割合」に分けられ、それぞれ独立した値として設定される。

表1 すそ切り以下排出量を推計するための主なパラメータとその定義

パラメータ	設定する区分			定義
	排出源別	業種別	物質別	
総排出量	○	○	○	「塗料」等の排出源ごとの全国における排出量のうち、対象業種全体の(届出事業者とすそ切り以下事業者の両方を含む)排出量(kg/年)
すそ切り以下の割合 (①21人未満の割合)		○		業種別の総排出量のうち、事業者規模 21 人未満の事業者による排出量の割合(%)
すそ切り以下の割合 (②1トン未満の割合)		○	○	業種別・物質別の総排出量のうち、年間取扱量 1 トン*未満の物質に係る排出量の割合(%) *特定第一種指定化学物質は0.5トン(以下同様)

この「すそ切り以下排出量」の推計方法は、まず全国での総排出量について「Ⅰ 排出源別の総排出量の推計」にて示し、次に「Ⅱ すそ切り以下の排出量の推計」としてすそ切り以下排出量の推計方法を示す。

総排出量とすそ切り以下排出量の関係のイメージを図2に示す。

物質番号	対象化学物質名	排出源別の総排出量(t/年)			
		1 塗料	2 接着剤	...	合計
186	塩化メチレン		2,500		14,300
300	トルエン	18,000	20,000		55,000
392	n-ヘキサン		2,700		8,000
	...				
	合計	79,000	26,000		150,000

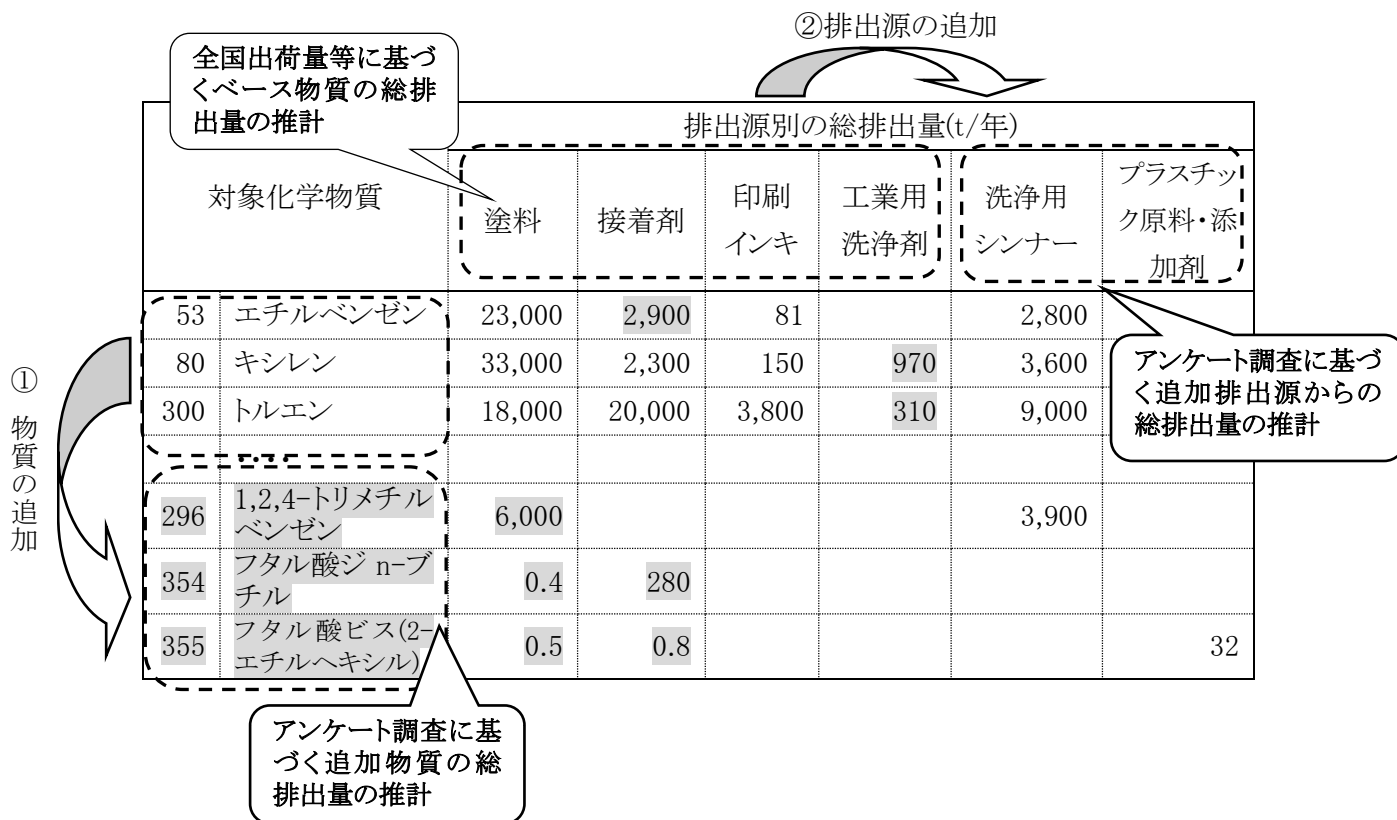
すそ切り以下の割合を乗じる
(表1の定義参照)

物質番号	対象化学物質名	排出源別のすそ切り以下排出量(t/年)			
		1 塗料	2 接着剤	...	合計
186	塩化メチレン		370		2,000
300	トルエン	4,400	2,600		9,400
392	n-ヘキサン		450		2,200
	...				
	合計	15,000	3,500		26,000

図2 「総排出量」と「すそ切り以下排出量」の関係(排出源別のイメージ)

全国の総排出量は、排出量推計に利用可能なデータの種類に応じて「全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計」、「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」、「アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計」の三つに分けて推計方法を示すこととする。

「全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計」の結果を出発点にアンケート調査の結果を利用することで、物質、排出源のそれぞれについて推計対象範囲を追加する(図3)。

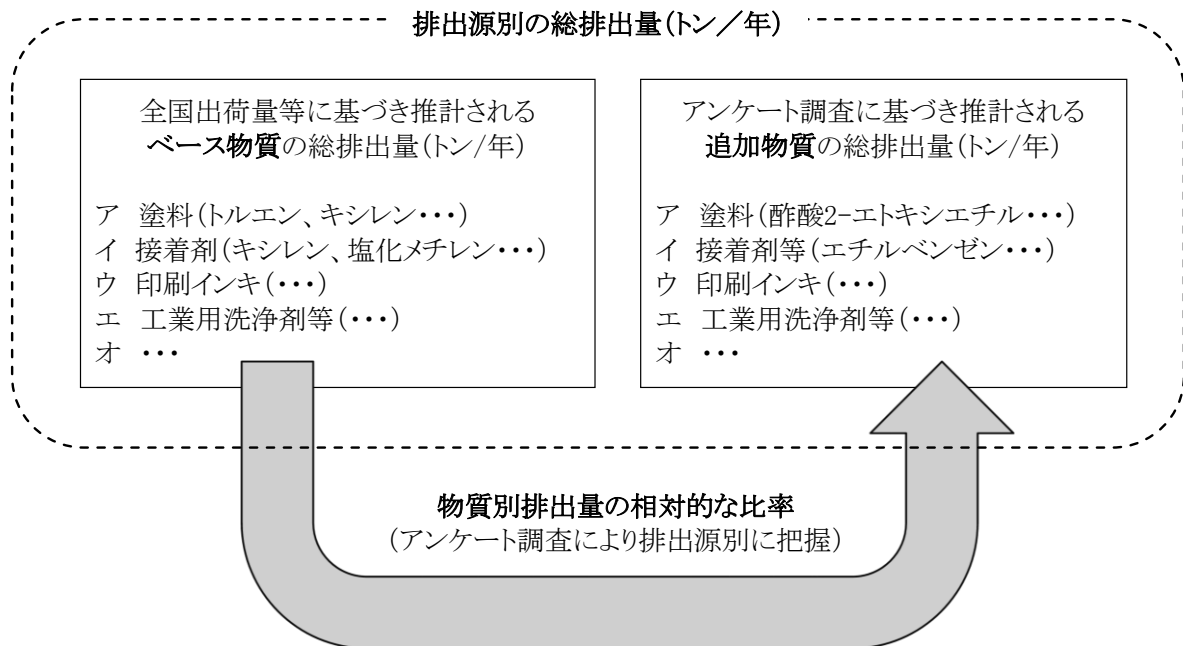


注1: 網掛けの箇所は「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」での推計箇所
 注2: 「ベース物質」等の意味は以降の段落において示す。

図3 「総排出量」の3つの推計方法のイメージ

<物質の追加:アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計>

「追加物質」の総排出量は、「ベース物質」の総排出量の推計結果と、アンケート調査で得られる物質別排出量の相対的な比率を組み合わせることで推計する。



注1: 図中に示す「ベース物質」等の意味は以降の段落にて示す。
注2: 図中の「物質別排出量の相対的な比率」は排出源別に設定される。

図 4 「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量」の推計のイメージ

なお、「ベース物質」及び「追加物質」は排出源ごとに設定されるものであるため、例えばトルエンは「塗料」の推計ではベース物質に該当しているが、「工業用洗浄剤等」の推計では追加物質として取り扱われる(表 2)。

表 2 排出源と推計対象物質(ベース物質/追加物質)との対応関係
(一部抜粋)

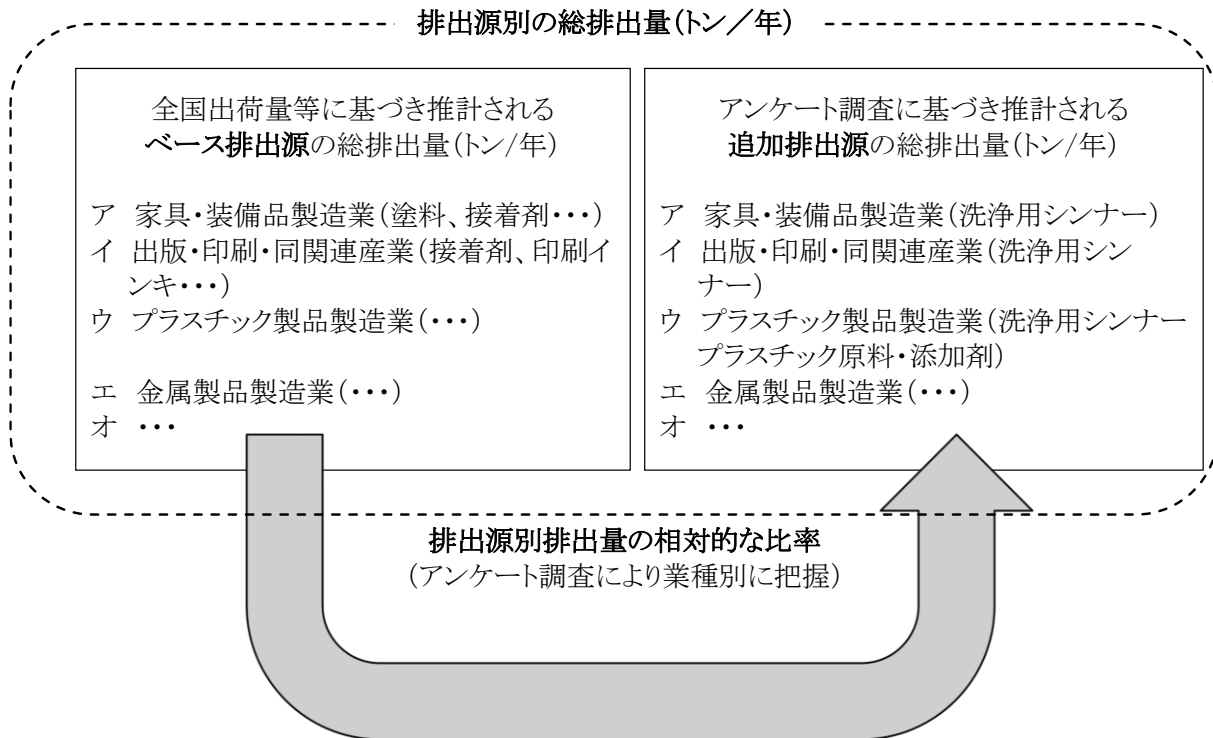
物質 番号	対象化学物質名	推計対象物質の区分 (●:ベース物質/○:追加物質)					
		1	2	4	5	7	…
		塗料	接着剤	印刷 インキ	工業用 洗浄剤等	ゴム溶剤等	…
186	塩化メチレン		●		●		
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○		○	○		
300	トルエン	●	●	●	○	●	
354	フタル酸ジ n-ブチル	○	○				
392	n-ヘキサン	○	●	●	○		
411	ホルムアルデヒド	○	○				
	…						

注: 「推計対象物質の区分」の欄に示す記号の意味は次のとおり。

- : 全国出荷量等に基づき推計される「ベース物質」
- : アンケート調査に基づき推計される「追加物質」

<排出源の追加:アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計>

「追加排出源」の総排出量は、「ベース排出源」の総排出量の推計結果と、アンケート調査で得られる排出源別排出量の相対的な比率を組み合わせることで推計する。



注1: 図中に示す「ベース排出源」等の意味は以降の段落にて示す。

注2: 図中の「排出源別排出量の相対的な比率」は業種別に設定される。

図5 「アンケート調査に基づく追加排出源の総排出量」の推計のイメージ

I 排出源別の総排出量の推計

1. 全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計

(1) 推計対象とする排出源

平成 28 年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、全国出荷量等が得られる塗料、接着剤等の 14 種類の排出源を推計対象とする(以下、「ベース排出源」という。)(表 3)。

これらの排出源においては、対象化学物質を含む薬剤の使用段階(塗料の場合なら塗装段階)等において使用量の一定割合が環境中へ排出される。

表 3 推計対象とする排出源とその概要

排出源		概要
1	塗料	工業製品の塗装で使用される塗料に含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
2	接着剤	工業製品の接着に使用される接着剤に含まれる溶剤
3	粘着剤等	粘着テープ等の製造(剥離紙の製造も含む)に使用される溶剤
4	印刷インキ	工業製品の印刷に使用される印刷インキに含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
5	工業用洗浄剤等	洗浄槽で使用される工業用洗浄剤や、ドライクリーニングで使用されるクリーニング溶剤、洗浄剤を中心とする界面活性剤
6	燃料 (蒸発ガス)	ガソリンスタンドにおける燃料(ガソリン、灯油等)の蒸発ガスによる受入ロスと給油ロス
7	ゴム溶剤等	ゴム製品の製造段階でゴムの貼り合わせに使用される溶剤等
8	化学品原料等	化学工業における製造品原料や反応溶剤等として使用されるもの、及びその製造品そのもの
9	剥離剤 (リムーバー)	塗り替え等のために塗膜等の樹脂を溶解して剥離(はくり)するために使用される薬剤
10	滅菌・殺菌・消毒剤	対象物から微生物を除去するために使用される薬剤
11	表面処理剤	金属等の表面を酸洗浄するために使用される薬剤
12	試薬	成分分析等に使用される薬剤
13	繊維用薬剤	繊維製品の着色に使用される染料・助剤、帯電防止剤等の繊維処理剤
14	プラスチック発泡剤	ポリウレタンフォームの製造時に発泡剤として使用される薬剤

(2) 推計を行う対象化学物質

表 3 の排出源に関係し、環境中へ排出される可能性のある 52 種類の対象化学物質(以下、「ベース物質」という。)について推計を行う。排出源別のベース物質の例を表 4 に示す。

表 4 全国出荷量等に基づく総排出量の推計対象物質(ベース物質)の例

物質 番号	対象化学物質名	排出源ごとの推計対象物質(ベース物質)					
		1	2	3	4	5	
		塗料	接着剤	粘着剤 等	印刷インキ	工業用 洗浄剤等	...
80	キシレン	●	●	●	●		
186	塩化メチレン		●			●	
300	トルエン	●	●	●	●		
392	n-ヘキサン		●	●	●		
	...						

(3) 推計方法

全国出荷量等に基づく総排出量の推計(以下、「ベース推計」という。)は、それぞれの排出源に関する業界団体等からの提供データを活用することを基本とする。利用可能なデータの種類の排出源ごとに異なるが、それぞれに関する主なデータ種類を表5に示す。

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その1)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
1 塗料	一般社団法人日本塗料工業会	<ul style="list-style-type: none"> 塗料品種別・業種別の全国販売量(t/年) 塗料品種別・業種別の標準組成(%) 塗料品種別・業種別のシンナー希釈率(%)
2 接着剤	<ul style="list-style-type: none"> 日本接着剤工業会 クロロカーボン衛生協会 日本ポリエチレンラミネート製品工業会 	各需要分野に係る対象化学物質の使用量・排出量(t/年)
3 粘着剤等	<ul style="list-style-type: none"> 日本粘着テープ工業会 日本ポリエチレンラミネート製品工業会 日本製紙連合会 	各需要分野に係る対象化学物質の使用量・排出量(t/年)
	日本粘着テープ工業会	・粘着テープに係る製品種類別出荷量(m ² /年)
4 印刷インキ	印刷インキ工業会	印刷インキ及び希釈溶剤による溶剤種類別の全国使用量(t/年)
	一般社団法人日本印刷産業連合会	印刷種類別の全国VOC使用量及び排出量(t/年)
5 工業用洗浄剤等	クロロカーボン衛生協会	塩素系炭化水素類の全国販売量と用途別の推計消費量(t/年)
	日本界面活性剤工業会	界面活性剤種類別・需要分野別の全国販売量(t/年)

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その2)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
6 燃料 (蒸発ガス)	石油連盟	・ガソリンスタンドにおける燃料種類別・対象化学物質別の排出係数(kg/kl) ・燃料種別・都道府県別販売数量(kl/年) ・燃料種別・取扱方法別の蒸気回収効率(%)
7 ゴム溶剤等	一般社団法人日本ゴム工業会	ゴム製品の製造段階でのゴム製品種類別・対象化学物質別の総排出量(t/年)
8 化学品原料等	一般社団法人日本化学工業協会	化学物質の製造段階での対象化学物質別の排出量(t/年)
9 剥離剤 (リムーバー)	クロロカーボン衛生協会	剥離剤としての全国出荷量(t/年)
10 滅菌・殺菌・消毒剤	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	滅菌ガスの全国出荷量(t/年)
11 表面処理剤	日本無機薬品協会	表面処理剤としての全国出荷量(t/年)
12 試薬	クロロカーボン衛生協会	試薬としての国内需要量(t/年)
13 繊維用薬剤	一般社団法人日本染色協会	染色整理業における全国排出量(t/年)
14 プラスチック発泡剤	クロロカーボン衛生協会	プラスチック発泡剤としての国内需要量(t/年)

以上のようなデータを使い、全国出荷量等に基づく総排出量を、主として以下のような計算式によって推計した。

<p>ベース物質の総排出量(kg/年) =製品としての全国出荷量等(t/年) × ベース物質の平均含有率(%) × ベース物質の平均排出率(%) ※全国出荷量等は対象業種に係る数量のみ</p>

2. アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計

(1) 推計対象とする排出源

アンケート調査に基づく総排出量の推計のうち、前記 1.に示したベース推計(ベース物質)の推計結果に基づき推計対象物質を追加する推計方法を、以下、「追加物質推計」という(図 3 の①に該当)。追加物質推計の対象とする排出源は、ベース推計の対象である 14 種類の排出源のうち、アンケート調査^注(平成 22 年度～平成 27 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「塗料」等の 10 種類の排出源とする(表 6)。

注:「アンケート調査」とは、PRTR 対象業種の事業者に対して実施した、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 28 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H29.3)等の一環として実施)を示す。

表 6 ベース推計の排出源と追加物質推計による推計対象範囲

ベース推計の対象である排出源	追加物質推計の対象	アンケート調査(平成 22 年度～平成 27 年度実績) ^注 での対応する用途等
1 塗料	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料 ・ 希釈用溶剤 ※希釈用溶剤はパルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業を除く。
2 接着剤	○	接着剤
3 粘着剤等		粘着剤
4 印刷インキ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷インキ ・ 希釈用溶剤 ※希釈用溶剤はパルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業に限る。
5 工業用洗浄剤等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用洗浄剤(主に洗浄槽で使用) ・ クリーニング薬剤(クリーニング溶剤・界面活性剤等)
6 燃料(蒸発ガス)		※平成 24 年度排出量推計では「燃料(ガソリン・灯油・A 重油等)」の用途に対応させて追加推計を行ったが、アンケートデータを精査した結果、蒸発による排出ではない回答が多数含まれていることが明らかとなったため、平成 25 年度排出量推計以降では追加推計の対象から除外した。
7 ゴム溶剤等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の溶剤(ゴム溶剤等) ・ ゴム添加剤(加硫促進剤・可塑剤等) ※ゴム製品製造業のデータに限る。
8 化学品原料等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ PRTR 対象化学物質自体の製造 ・ 化学品の合成原料 ・ 反応溶剤・抽出溶剤 ・ 化学品の配合原料 ・ PRTR 対象化学物質を含む化学品の小分け ・ 反応による副生成物 ・ 触媒 ・ その他(化学工業等に特有の用途等) ※化学工業のデータに限る。
9 剥離剤(リムーバー)	○	剥離剤
10 滅菌・殺菌・消毒剤	○	滅菌・殺菌・消毒・防腐・防かび剤
11 表面処理剤		-
12 試薬	○	試薬
13 繊維用薬剤	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維処理剤 ・ 染色薬剤(染料・染色助剤等) ※いずれも繊維工業のデータに限る。
14 プラスチック発泡剤		-

注:PRTRの対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査(「平成 28 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H29.3)」等の一環として実施)

(2) 推計を行う対象化学物質

追加物質推計の対象となる化学物質(以下、「追加物質」という。)は、アンケート調査(平成 22 年度～平成 27 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「塗料」の 1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号: 296)、「接着剤」のエチルベンゼン(物質番号:53)等の 98 物質(延べ 193 物質)とする(排出源ごとの内訳は表 7)。

また、排出源ごとのベース物質、追加物質の例を表 8 に示す。

表 7 追加物質推計等の対象となる排出源ごとの物質数

排出源		推計対象となる物質数		
		ベース推計	追加物質推計	合計
1	塗料 (うち、希釈溶剤)	3 (3)	42 (9)	45 (12)
2	接着剤	4	15	19
4	印刷インキ	5	7	12
5	工業用洗浄剤等	11	12	23
7	ゴム溶剤等	2	7	9
8	化学品原料等	47	16	63
9	剥離剤(リムーバー)	1	3	4
10	滅菌・殺菌・消毒剤	1	4	5
12	試薬	2	76	78
13	繊維用薬剤	5	11	16
合 計(延べ物質数)		81	193	274

注1:追加物質推計の対象とならない排出源(例:粘着剤等)は本表では省略した。

注2:同じ物質が複数の排出源で推計対象となる場合があるため、縦方向の合計には物質の重複がある。

表 8 排出源ごとのベース物質及び追加物質の例(再掲)

物質番号	対象化学物質名	推計対象物質の区分 (●:ベース物質/○:追加物質)					
		1	2	4	5	7	
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	...
186	塩化メチレン		●		●		
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○		○	○		
300	トルエン	●	●	●	○	●	
354	フタル酸ジ n-ブチル	○	○				
392	n-ヘキサン	○	●	●	○		
411	ホルムアルデヒド	○	○				
	...						

追加物質に該当する 98 物質のうち 44 物質は既に別の排出源でのベース物質と重複していることから、追加物質に限り該当する物質は 54 物質である。

(3) 推計方法

追加物質の総排出量は、アンケート調査(平成22年度～平成27年度実績)を集計して得られるベース物質と追加物質の排出量の相対的な比率(以下、「対ベース物質比率」という。)に基づき推計する。これは排出源ごとに設定するものである。

「塗料」を例として、アンケート調査(平成22年度～平成27年度実績)の排出量等の集計結果を表9に示す。

表9 アンケート調査で報告された取扱量等の集計結果の例
(塗料における一部の物質のデータ)

物質番号	対象化学物質名	回答事業所数	年間取扱量(kg/年)	年間排出量(kg/年)
80	キシレン	1,301	4,821,211	2,958,966
300	トルエン	1,023	5,542,790	2,211,120
53	エチルベンゼン	1,035	2,372,365	1,428,347
(ベース物質の合計)		-	12,736,366	6,598,433
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	320	172,610	98,340
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	300	516,693	307,981
240	スチレン	157	671,541	139,873

注1: 本表に示すアンケート調査のデータは、「PRTRの対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成28年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H29.3)等の一環として実施)に基づく。

注2: ベース推計で既に推計対象となっている物質を網掛けで示す。

アンケート調査において、ベース物質以外で十分な回答数があった物質を追加物質とし、排出源ごとにそれぞれの追加物質ごとの「対ベース物質比率」を以下の式で設定する。

$$\text{対ベース物質比率(\%)} = \frac{\text{追加物質の排出量(kg/年)}}{\text{ベース物質の排出量合計(kg/年)}}$$

(塗料における1,3,5-トリメチルベンゼンの例)

$$1,3,5\text{-トリメチルベンゼンの対ベース物質比率(\%)} = \frac{98,340 \text{ (kg/年)}}{6,598,433 \text{ (kg/年)}} = 1.5\%$$

追加物質ごとの総排出量は以下の式で推計した。

$$\text{追加物質の総排出量(kg/年)} = \text{ベース物質の総排出量の合計(kg/年)} \times \text{対ベース物質比率(\%)}$$

塗料の木材・木製品製造業における 1,3,5-トリメチルベンゼンの計算例を以下に示す。表 10 は塗料の木材・木製品製造業等におけるベース物質の総排出量である。

表 10 ベース物質の総排出量の例(塗料における一部の業種のデータ)

業種 コード	業種名	ベース物質の総排出量(kg/年) (平成 28 年度)			
		(参考) 物質別の内訳			合計
		53 エチル ベンゼン	80 キシレン	300 トルエン	
1600	木材・木製品製造業	8,675	75,408	38,887	122,970
1700	家具・装備品製造業	356,637	809,899	266,290	1,432,827
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	47,138	71,597	64,616	183,352
2200	プラスチック製品製造業	85,205	129,416	116,797	331,418
2500	窯業・土石製品製造業	47,354	65,847	47,142	160,342

	合計	13,593,140	22,480,460	9,349,635	45,423,235

追加物質である 1,3,5-トリメチルベンゼンはベース物質の総排出量の合計を用いて以下のように推計した。

<p>(塗料の木材・木製品製造業における 1,3,5-トリメチルベンゼンの例)</p> <p>1,3,5-トリメチルベンゼンの総排出量(kg/年)</p> $= 122,970 \text{ (kg/年)} \times 1.5\% = 1,833 \text{ (kg/年)}$
--

上記に示した方法により推計した追加物質の総排出量の例を表 11 に示す。

表 11 追加物質の総排出量(平成 28 年度)の推計結果の例

物質 番号	対象化学物質名	総排出量(t/年)					
		1	2	4	5	7	...
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗剤等	ゴム溶剤等	...
80	キシレン	30,757	1,842	124	673	443	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3,450		1.6	798		
300	トルエン	18,337	9,839	3,264	893	2,198	
354	フタル酸ジ n-ブチル	0.2	0.3			0.3	
392	n-ヘキサン	754	1,814	7.6	34		
411	ホルムアルデヒド	75	255				
	...						

注: 網掛けの箇所はベース推計による推計結果を示す。

3. アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計

(1) 推計対象とする排出源

アンケート調査に基づく総排出量の推計のうち、前記 1.に示したベース推計及び前記 2.に示した追加物質推計の結果に基づき、ベース排出源に対して新たな排出源を追加する推計方法を、以下、「追加排出源推計」という(図 3 の②に該当)。追加排出源推計で追加する排出源は、アンケート調査注(平成 22 年度～平成 27 年度実績)によって十分な数のデータが得られたもののうち、環境中への排出量がある程度見込まれる「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」の 2 種類とする(以下、「追加排出源」という。)

注:「アンケート調査」とは、PRTR 対象業種の事業者に対して実施した、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 28 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H29.3)等の一環として実施)を示す。

(2) 推計を行う対象化学物質

追加排出源推計によって総排出量を推計する対象化学物質は、アンケート調査(経済産業省、平成 22 年度～平成 27 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「洗浄用シンナー」のトルエン(物質番号:300)等 13 物質、「プラスチック原料添加剤」のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(物質番号:355)等 6 物質の合計 19 物質とする(表 12)。

表 12 追加排出源の推計の対象となる PRTR 対象化学物質

物質番号	対象化学物質名	追加排出源	
		洗浄用シンナー	プラスチック原料・添加剤
20	2-アミノエタノール	○	
31	アンチモン及びその化合物		○
53	エチルベンゼン	○	
80	キシレン	○	
83	クメン	○	
186	塩化メチレン	○	
240	スチレン		○
281	トリクロロエチレン	○	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	○	
300	トルエン	○	
302	ナフタレン	○	
349	フェノール		○
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		○
384	1-プロモプロパン	○	
392	n-ヘキサン	○	
400	ベンゼン	○	
411	ホルムアルデヒド		○
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート		○

(3) 推計方法

追加排出源からの総排出量は、アンケート調査(平成 22 年度～平成 27 年度実績)を集計して得られるベース排出源と追加排出源の排出量の相対的な比率(以下、「対ベース排出源比率」という。)に基づき推計する。この比率は、業種ごとに設定する。

輸送用機械器具製造業を例として、アンケート調査(平成 22 年度～平成 27 年度実績)の排出量の集計結果を表 13 に示す。

表 13 アンケート調査で報告された排出量の集計結果の例
(輸送用機械器具製造業のデータ)

排出源	回答 事業所数	年間取扱量 (kg/年)	年間排出量 (kg/年)
塗料	165	5,508,271	3,602,060
接着剤	58	187,067	38,988
工業用洗浄剤等	50	188,894	106,420
剥離剤	8	1,329	365
(ベース排出源の合計)	-	5,885,560	3,747,833
洗浄用シンナー	56	1,260,033	731,008

注1: 本表に示すアンケート調査のデータは、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 28 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H29.3)等の一環として実施)に基づく。

注2: 塗料には希釈用溶剤も含む。

アンケート調査において、ベース排出源以外で十分な回答数があった排出源を追加排出源とし、業種ごとにそれぞれの追加排出源ごとの「対ベース排出源比率」を以下の式で設定する。

$$\text{対ベース排出源比率(\%)} \\ = \text{追加排出源の排出量(kg/年)} / \text{ベース排出源の排出量合計(kg/年)}$$

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業の例)

$$\text{輸送用機械器具製造業の対ベース排出源比率(\%)} \\ = 731,008 \text{ (kg/年)} / 3,747,833 \text{ (kg/年)} = 19.5\%$$

また、業種ごとの総排出量は以下の式で推計される。この段階では物質別の数値ではなく対象化学物質の合計値として算出する。

$$\text{追加排出源の総排出量(t/年)} \\ = \text{ベース排出源の総排出量の合計(t/年)} \times \text{対ベース排出源比率(\%)}$$

業種別のベース排出源の総排出量の例を表 14 に示す。業種ごとにベース排出源は異なることから、その種類も併せて示す。

表 14 ベース排出源の総排出量の例(一部業種の集計値)

業種コード	業種名	ベース排出源の総排出量(t/年)	ベース排出源
1700	家具・装備品製造業	3,476	塗料、接着剤
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	4,536	塗料、接着剤、粘着剤等、印刷インキ、工業用洗浄剤等、剥離剤、滅菌・殺菌・消毒剤、試薬
1900	出版・印刷・同関連産業	3,186	接着剤、印刷インキ、滅菌・殺菌・消毒剤、試薬
2800	金属製品製造業	24,020	塗料、接着剤、印刷インキ、工業用洗浄剤等、剥離剤、試薬
3100	輸送用機械器具製造業	35,960	塗料、接着剤、工業用洗浄剤等、剥離剤
	...		

注: 塗料、印刷インキには希釈溶剤を含む。

「洗浄用シンナー」の総排出量はベース排出源の総排出量の合計を用いて以下のように推計した。

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業の例)
輸送用機械器具製造業の総排出量(t/年)
$= 35,960 \text{ (t/年)} \times 19.5\% = 7,014 \text{ (t/年)}$

ただし、この推計値は対象化学物質の合計値であり、物質別の内訳には業種ごとの差異はないものと仮定し、以下のような式で物質別の総排出量を推計する。

追加排出源の物質別総排出量(t/年)
$= \text{追加排出源の総排出量(t/年)} \times \text{物質別構成比(\%)}$

洗浄用シンナーにおける物質別の構成を表 15 に示す。なお、物質別の構成比はアンケート調査(平成 22 年度～平成 27 年度実績)に基づき設定した。

表 15 物質別の構成比(洗浄用シンナーの例)

物質番号	物質名	回答事業所数	排出量(kg/年)	構成比
300	トルエン	607	681,588	43.6%
80	キシレン	393	244,225	15.6%
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	131	215,645	13.8%
53	エチルベンゼン	230	184,637	11.8%
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	128	77,761	5.0%
186	塩化メチレン	47	54,364	3.5%
392	n-ヘキサン	70	25,170	1.6%
384	1-ブロモプロパン	10	12,988	0.8%
83	クメン	27	2,932	0.2%
281	トリクロロエチレン	12	1,149	0.07%
400	ベンゼン	20	670	0.04%
302	ナフタレン	17	654	0.04%
20	2-アミノエタノール	11	42	0.003%
	上記以外の物質	81	60,848	3.9%
	合計	1,784	1,562,674	100.0%

注: 本表はアンケート調査(平成 22 年度～平成 27 年度実績)に基づく。

洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具のトルエンの総排出量は、業種別の総排出量の結果を用いて以下のように推計した。

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業のトルエンの例)
輸送用機械器具製造業のトルエンの総排出量(t/年)
=7,014(t/年) × 43.6% =3,059(t/年)

以上は「洗浄用シンナー」の推計例であるが、「プラスチック原料・添加剤」についても同様の推計を行った。その追加排出源からの総排出量の推計結果を表 16 に示す。

表 16 追加排出源の総排出量(平成 28 年度)の推計結果

物質 番号	対象化学物質名	総排出量(t/年)		
		洗浄用 シンナー	プラスチック 原料・添加剤	合計
20	2-アミノエタノール	0.4		0.4
31	アンチモン及びその化合物		2.2	2.2
53	エチルベンゼン	1,880		1,880
80	キシレン	2,486		2,486
83	クメン	30		30
186	塩化メチレン	553		553
240	スチレン		180	180
281	トリクロロエチレン	12		12
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2,195		2,195
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	792		792
300	トルエン	6,938		6,938
302	ナフタレン	6.7		6.7
349	フェノール		5.3	5.3
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		22	22
384	1-ブロモプロパン	132		132
392	n-ヘキサン	256		256
400	ベンゼン	6.8		6.8
411	ホルムアルデヒド		5.9	5.9
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジ イソシアネート		1.5	1.5
合計		15,288	217	15,505

II すそ切り以下の排出量の推計

排出源別に推計されるすそ切り以下事業者からの排出量は、以下に示す二つのパラメータを使用して以下の式で推計した。

$$\text{すそ切り以下排出量(kg/年)} = \text{総排出量(kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合(\%)}$$

1. すそ切り以下の割合の推計

すそ切り以下の割合(=届出対象外の割合)は、表 17 に示す“p”と“q”という二つのパラメータに分けて設定する。

表 17 すそ切り以下の割合の推計に用いるパラメータ

パラメータ	意味	設定方法
p 21 人未満の割合	事業者の常用雇用者数が 21 人に満たないため届出対象にならない排出量の割合	経済センサス基礎調査(総務省)等の統計データなどに基づき、業種別に設定(排出源や対象化学物質による差は考慮しない)
q 1t 未満の割合	年間取扱量が 1t に満たないため届出対象にならない排出量の割合	事業者からの年間取扱量等の報告データに基づき、業種グループ別・対象化学物質別に設定(排出源による差は考慮しない)

以上によって設定された業種別の“p”の値を図 6 に示す。製造業では 10%前後の割合となっており、21 人未満の割合は総じて高くないが、非製造業では 21 人未満の割合が高い傾向が見られる。また、設定された業種グループ別・対象化学物質別の“q”の値の例を表 18 に示す。用途の違い等を反映して、“q”の値には大きな差が見られる。

前記の総排出量を“A”とすると、全国におけるすそ切り以下事業者に係る排出量は、以下の“E1”と“E2”の合計として推計できる。

$$\begin{aligned} E1 &= A \times p \times (1-q) \\ E2 &= A \times q \end{aligned}$$

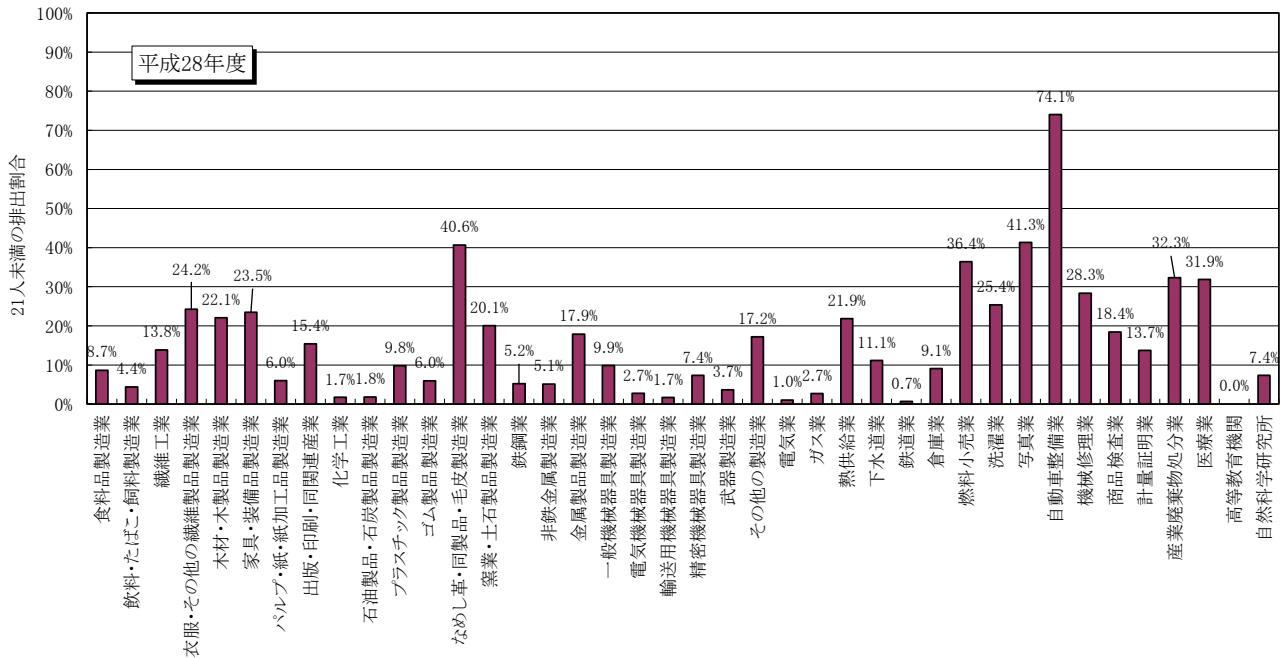


図6 業種別の21人未満の割合の推計結果

表18 業種グループ別・対象化学物質ごとの1t未満の割合の推計結果の例(平成28年度)

物質番号	対象化学物質名	年間取扱量1t未満における排出の割合			
		化学工業	金属・機械系製造業	他の製造業	非製造業
1	亜鉛の水溶性化合物	1.9%	0.02%	25.6%	99.9%
2	アクリルアミド	0.3%	100.0%	3.8%	100.0%
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1.2%	81.9%	14.8%	100.0%
6	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	29.4%	33.6%	0.7%	-
7	アクリル酸 n-ブチル	0.6%	3.2%	1.6%	100.0%
11	アジ化ナトリウム	99.5%	100.0%	1.4%	100.0%
12	アセトアルデヒド	0.0%	-	100.0%	100.0%
13	アセトニトリル	7.6%	25.1%	98.2%	35.8%
18	アニリン	1.1%	100.0%	1.3%	100.0%
20	2-アミノエタノール	4.4%	5.0%	3.6%	100.0%
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	0.2%	22.4%	35.2%	52.7%

2. 推計結果

全国の「すそ切り以下事業者」に係る排出量を表19に示す。今回対象としたのは追加排出源も含めた16種類の排出源からの106種類の対象化学物質であり、すそ切り以下事業者からの排出量は約31千t/年と推計された。排出源別では塗料が約16千t/年と最大で、対象化学物質別ではトルエンが約10千t/年と最大となった。

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 28 年度)(その1)

物質 番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(kg/年)													合計			
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用 洗浄剤等	燃料 (蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤 (リムーバー)	滅菌・殺菌・ 消毒剤	表面処理剤	試薬	繊維用薬剤		プラスチック 発泡剤	洗浄用 シンナー	プラスチック 原料・添加剤
1	亜鉛の水溶性化合物	719												24	284			1,026
2	アクリルアミド													18				86
4	アクリル酸及びその水溶性塩													1,386				1,386
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル													13				13
7	アクリル酸n-ブチル	106												16				16
11	アジ化ナトリウム													0				0
12	アセトアルデヒド													11,296				12,947
13	アセトニトリル													7				7
18	アエリン													101	12	111		41,531
20	2-アミノエタノール					1,120								497	39,668	22		
30	直鎖アルキルベンゼン、スルホン酸 及びその塩(アルキル基の炭素数 が10から14までのもの及びその混 合物に限る)	21				148,119								184				148,324
31	アンチモン及びその化合物	0						309						32		471		1,084
37	ビスフェノールA													403				403
53	エチルベンゼン	3,564,481	177,200		15,668	14,013	26,631	3,993						52	2,497			4,215,086
56	エチレンオキシド							897						10,371				11,269
57	エチレングリコールモノエチルエー テル	52,363			16			50						53	259			52,740
58	エチレングリコールモノメチルエー テル	2,157						947						29				3,134
59	エチレンジアミン													3				3
60	エチレンジアミン四酢酸							567						63				630
71	塩化第二鉄							0						32				32
73	1-オクタノール													8				8
75	カドミウム及びその化合物													3				3
80	キシレン	5,578,613	341,652	3,714	22,793	96,066	97,355	42,767	7,721	26,356	92			11,565	11,191			6,744,722
82	銅及びその水溶性化合物		0											361				361
83	クメン	35,624			1,263				2,252							15,868		55,006
85	グタルアルデヒド										650			164				814
86	クレゾール													1				1
87	クロム及び3価クロム化合物	9			0				21					0	133			163
88	6価クロム化合物	80												2				82
125	クロロベンゼン								7,044					157				7,201
127	クロロホルム								1,416					29,159				30,575
132	コハク酸及びその化合物	5			0				1,063					1	3			1,072
133	エチレングリコールモノエチルエー テルアセテート	59,633																59,633
134	酢酸ビニル	7,872	3,563															11,435
144	無機シアン化合物(錯塩及びシア ン酸塩を除く)								2,241					0				2,241
150	1,4-ジオキサン								1,199					227				1,426
157	1,2-ジクロロエタン								3,233					28				3,261
181	ジクロロベンゼン													33				33

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 28 年度)(その 2)

物質 番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(kg/年)													合計		
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用 洗浄剤等	燃料 (蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤 (リムーバー)	滅菌・殺菌・ 消毒剤	表面処理剤	試薬	繊維用薬剤		プラスチック 発泡剤	洗浄用 シンナー
186	塩化メチレン		204,840			1,105,375								87,139	98,946		1,644,646
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール				45			11	207								263
213	N,N-ジメチルアセトアミド	663							9,917								11,150
218	ジメチルアミン								741								741
224	N,N-ジメチルジテトラメチルアミン=N- オキシド					831			120								951
232	N,N-ジメチルホルムアミド	843,300	394,139			647			10,421			666	27,244				1,276,417
234	臭素											3					3
237	水銀及びその化合物											39					39
239	有機スズ化合物	42							18								60
240	ステレン	185,435	3,485						4,379			39		17,982			211,320
242	セレン及びその化合物											1					1
245	チオ尿素											0					0
258	ヘキサメチレンテトラミン											0					0
259	ジメチルアミン							553				694					553
262	テトラクロエチレン					185,668		623									187,123
268	チウラム											27	18				623
272	銅水溶性塩(銅塩を除く)																45
275	ジテトラヒドロ硫酸ナトリウム					10,849			494			102					11,445
277	トリエチルアミン	12,240							1,620			14					13,874
278	トリエチルグリセリン	43	54			321,483			102			133			2,090		199
281	トリクロエチレン											77					324,731
282	トリクロ酢酸																77
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	781,206			293	129,068			8,137			151	25,906		492,293		1,465,101
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	344,214			345	44,848			204			3	10,816		211,834		621,581
298	トリレンジイソシアネート	92	2,263						66								2,421
300	トルエン	4,469,702	1,701,943	721,982	510,576	130,870	801,134	145,853	63,874			9,021	129,613		1,434,122		10,118,191
302	ナフタレン	100,510							518			2			3,277		104,307
304	鉛	3										1					4
305	鉛化合物	265							364			8					637
308	ニッケル								0			0					0
309	ニッケル化合物	6							37			25					68
316	ニトロベンゼン											34					34
318	二硫化炭素											26					26
321	バナジウム化合物	0										3					4
332	砒素及びその無機化合物											0					0
333	ヒドランジン								2,907			15					2,921
336	ヒドロキノ		58						114			36					208
342	ヒリジン											55					55
349	フェノール								399			741				605	4,848
354	フタル酸ジ-n-ブチル	184	164					38	1			20					407
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	3,068	74					761				19					6,223
356	フタル酸n-ブチル=ペンシニル	341															341

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 28 年度)(その 3)

物質 番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(kg/年)													合計		
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用 洗浄剤等	燃料 (蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤 (リムーバー)	滅菌・殺菌・ 消毒剤	表面処理剤	試薬	繊維用薬剤		プラスチック 発泡剤	洗浄用 シンナー
374	ふっ化水素及びその水溶性塩					301					52,358	391					56,365
384	1-プロピロブロン					230,511									34,591		265,102
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム クロリド					605											605
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	265															265
392	n-ヘキサン	266,053	422,510	113,126	1,246	8,415	1,538,703					64,830			77,846		2,545,232
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩											18	169				273
399	ベンズアルデヒド											0					0
400	ベンゼン	449				266	128,469					318			2,965		135,364
403	ベンゾフェノン											0					0
405	ほう素化合物	33				0						124	602				6,657
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキル エーテル(アルキル基の炭素数が 12から15までのもの及びその混合 物に限る)	373				675,016						18					675,796
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチル フェニルエーテル					4,913						12					4,961
409	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシル エーテル硫酸エステルナトリウム					4,018											4,018
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフエニ ルエーテル	0				141,434						47					141,480
411	ホルムアルデヒド	17,326	56,918								989	5,371	2,466			917	88,309
412	マンガン及びその化合物	11										73					84
415	メタクリル酸	279	2,516									2					3,110
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチ ル																3
420	メタクリル酸メチル	152	34,373														34,525
438	メチルナフタレン											1,071					1,071
440	1-メチル-1-フェニルエチル＝ヒド ロペルオキシド		51														51
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイ ソシアネート	500	1,016									291				190	1,996
452	2-メルカプトベンゾチアゾール																105
453	モリブデン及びその化合物	2			129							84					215
455	モルホリン											0					502
460	りん酸トリル	1,736															1,736
	ベース推計(小計)	13,612,796	2,670,946	838,822	551,546	2,598,311	2,629,655	188,120	233,765	109,840	10,371	52,358	18,557	204,771	87,139		23,806,997
	追加物質推計(小計)	2,717,382	675,873		828	656,126		2,400	1,971	69,127	1,754	137,081	6,914				4,269,456
	追加排出源(小計)	16,330,178	3,346,819	838,822	552,374	3,254,437	2,629,655	190,520	235,736	178,966	12,125	52,358	155,638	211,685	87,139	3,289,333	31,388,052
	合計																

注 1: 網掛けは、排出源ごとにベース推計により推計された箇所である。

注 2: 「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」は追加排出源推計により推計された。

注 3: 「0kg/年」は 0.5kg/年未満の数値を示す。

Ⅲ 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果を表 20 に示す。対象業種を営むすそ切り以下事業者の排出量は、約 32 千 t/年と推計された。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 28 年度:全国)(その1)

物質 番号	対象化学物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				
		対象業種	非対象 業種	家庭	移動 体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	1,026				1,026
2	アクリルアミド	86				86
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1,386				1,386
6	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	13				13
7	アクリル酸 n-ブチル	831				831
11	アジ化ナトリウム	16				16
12	アセトアルデヒド	0				0
13	アセトニトリル	12,947				12,947
18	アニリン	7				7
20	2-アミノエタノール	41,531				41,531
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る)	148,324				148,324
31	アンチモン及びその化合物	1,084				1,084
37	ビスフェノール A	403				403
53	エチルベンゼン	4,215,086				4,215,086
56	エチレンオキシド	11,269				11,269
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	52,740				52,740
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	3,134				3,134
59	エチレンジアミン	3				3
60	エチレンジアミン四酢酸	630				630
71	塩化第二鉄	32				32
73	1-オクタノール	8				8
75	カドミウム及びその化合物	3				3
80	キシレン	6,744,722				6,744,722
82	銀及びその水溶性化合物	361				361
83	クメン	55,006				55,006
85	グルタルアルデヒド	814				814
86	クレゾール	1				1
87	クロム及び 3 価クロム化合物	163				163
88	6 価クロム化合物	82				82
125	クロロベンゼン	7,201				7,201
127	クロロホルム	30,575				30,575
132	コバルト及びその化合物	1,072				1,072
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	59,633				59,633
134	酢酸ビニル	11,435				11,435
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	2,241				2,241
150	1,4-ジオキサン	1,426				1,426

注 1:ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注 2:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 28 年度: 全国)(その 2)

物質 番号	対象化学物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				合計
		対象業種	非対象 業種	家庭	移動 体	
157	1,2-ジクロロエタン	3,261				3,261
181	ジクロロベンゼン	33				33
186	塩化メチレン	1,644,646				1,644,646
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	263				263
213	N,N-ジメチルアセトアミド	11,150				11,150
218	ジメチルアミン	741				741
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	951				951
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1,276,417				1,276,417
234	臭素	3				3
237	水銀及びその化合物	39				39
239	有機スズ化合物	60				60
240	スチレン	211,320				211,320
242	セレン及びその化合物	1				1
245	チオ尿素	0				0
258	ヘキサメチレンテトラミン	0				0
259	ジスルフィラム	553				553
262	テトラクロロエチレン	187,123				187,123
268	チウラム	623				623
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	45				45
275	ドデシル硫酸ナトリウム	11,445				11,445
277	トリエチルアミン	13,874				13,874
278	トリエチレンテトラミン	199				199
281	トリクロロエチレン	324,731				324,731
282	トリクロロ酢酸	77				77
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1,465,101				1,465,101
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	621,581				621,581
298	トリレンジイソシアネート	2,421				2,421
300	トルエン	10,118,191				10,118,191
302	ナフタレン	104,307				104,307
304	鉛	4				4
305	鉛化合物	637				637
308	ニッケル	0				0
309	ニッケル化合物	68				68
316	ニトロベンゼン	34				34
318	二硫化炭素	26				26
321	バナジウム化合物	4				4
332	砒素及びその無機化合物	0				0
333	ヒドラジン	2,921				2,921
336	ヒドロキノン	208				208
342	ピリジン	55				55
349	フェノール	4,848				4,848
354	フタル酸ジ-n-ブチル	407				407
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	6,223				6,223
356	フタル酸 n-ブチル=ベンジル	341				341
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	56,365				56,365

注 1: ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注 2: 平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 28 年度: 全国)(その 3)

物質 番号	対象化学物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				合計
		対象業種	非対象 業種	家庭	移動 体	
384	1-プロモプロパン	265,102				265,102
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝ク ロリド	605				605
391	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	265				265
392	n-ヘキサン	2,545,232				2,545,232
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	273				273
399	ベンズアルデヒド	0				0
400	ベンゼン	135,364				135,364
403	ベンゾフェノン	0				0
405	ほう素化合物	6,657				6,657
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテ ル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 ま でのもの及びその混合物に限る)	675,796				675,796
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニ ルエーテル	4,961				4,961
409	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	4,018				4,018
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエ ーテル	141,480				141,480
411	ホルムアルデヒド	88,309				88,309
412	マンガン及びその化合物	84				84
415	メタクリル酸	3,110				3,110
418	メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	3				3
420	メタクリル酸メチル	34,525				34,525
438	メチルナフタレン	1,071				1,071
440	1-メチル-1-フェニルエチル＝ヒドロペ ルオキシド	51				51
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシ アネート	1,996				1,996
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	105				105
453	モリブデン及びその化合物	215				215
455	モルホリン	502				502
460	りん酸トリトリル	1,736				1,736
	合計	31,388,052				31,388,052

注 1: ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注 2: 平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

農薬に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

農薬取締法の対象とされており、農耕地(田、畑、果樹園)や非農耕地(家庭、森林等)で使用されている「農薬」を対象とした。これらの大半はPRTRで事業者の届出対象とならず、届出外排出量となる(表1)。また、平成28年度には、その農薬年度(平成27年10月～平成28年9月)に出荷された農薬がすべて使用され、原則として使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定した。

表1 農薬の適用対象と推計区分の対応

適用対象	推計区分	対応する業種等				
		対象業種	非対象業種			家庭
			農業	林業	サービス業等	
水稻	田		○			
果樹	果樹園		○			
野菜・畑作	畑		○			
その他	家庭					○
	ゴルフ場				○	
	森林			○		
	その他の非農耕地	○注1			○	

注1:「その他の非農耕地」として「対象業種」に該当するのは倉庫業等で使用されるくん蒸剤に限られる。

注2:上記注1に関連して、倉庫業から届出があった場合は、それを差し引いた残りを届出外排出量とみなす。

2. 推計を行う対象化学物質

「農薬要覧2017」、「クマイイ農薬総覧2016」に有効成分※1又は補助剤※2として記載されている対象化学物質について推計を行った。表2に有効成分又は補助剤として対象化学物質を含む農薬種類数を、農薬に含まれる有効成分と補助剤の具体例を表3に示す。

※1 「有効成分」とは農薬が目的とする主たる作用を発揮する物質。今回推計した対象化学物質はフェントロチオン(物質番号:251)等の129物質

※2 「補助剤」とは有効成分の作用を促進するための物質、例えば展着剤や溶剤等。今回推計した対象化学物質はキシレン(物質番号:80)等の26物質

表2 有効成分もしくは補助剤として対象化学物質を含む農薬種類数(平成28年度)

		有効成分		
		対象化学物質あり	なし	合計
補助剤	対象化学物質あり	129(134)	97(91)	227(225)
	なし	752(813)	941(870)	1,693(1,683)
	合計	881(947)	1,038(961)	1,919(1,908)

資料1:「農薬要覧2017」(一般社団法人日本植物防疫協会)

資料2:「クマイイ農薬総覧2016」(全国農業協同組合連合会:JA全農)

注1:平成28農薬年度(括弧内の数値は平成27農薬年度)に国内で出荷実績のあった農薬のみ

注2:表中の括弧内に示す数値は平成27年度の値

表 3 農薬に含まれる有効成分・補助剤の例

農薬種類コード	農薬種類名	有効成分	補助剤
10809	BPMC・MEP 乳剤	フェニトロチオン(251) フェノブカルブ(428)	キシレン(80)
22303	チウラム・ベノミル水和剤	チウラム(268) ベノミル(360)	(該当なし)
33987	チアメトキサム・ピロキロン粒剤	(該当なし)	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)(407)
44576	エスプロカルブ・ジメタメリン・ピラゾスルフロンエチル・プレチラクロール粒剤	プレチラクロール(100)	(該当なし)

資料 1:「農薬要覧 2017」(一般社団法人日本植物防疫協会)

資料 2:「クマイ農薬総覧 2016」(全国農業協同組合連合会:JA全農)

注:有効成分及び補助剤の後の括弧内の数値は対象化学物質の物質番号を示す。

3. 推計方法

農薬に係る排出量の推計にあたっては、農薬要覧で得られる都道府県別・農薬種類別の出荷量等を使用した。推計の手順は図1に示すとおりである。推計対象年度の出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して、その使用量を農薬の適用対象(田、畑、家庭等)に配分し、農薬種類別に当該農薬に有効成分もしくは補助剤として含まれる対象化学物質の含有率を乗じて排出量を推計した。

適用対象別に割り振る際には、産業連関表の需要分野別の出荷額をベースに全国合計の出荷量の適用対象別構成比を設定し、作付面積等の配分指標を用いて各都道府県における出荷量の適用対象別構成比を算出して補正に用いた(図2、表4)。平成28年度排出量の推計にあたり、利用できる最新の産業連関表データが平成23年のため、各需要分野に関連する指標を用いて年次補正を行った。

また、農薬種類ごとの対象化学物質の含有率については、有効成分は農薬取締法の登録データである「農薬要覧 2017」に基づいて設定し、補助剤は農薬メーカーの SDS の内容をまとめた「クマイ農薬総覧 2016」等に基づいて設定した。

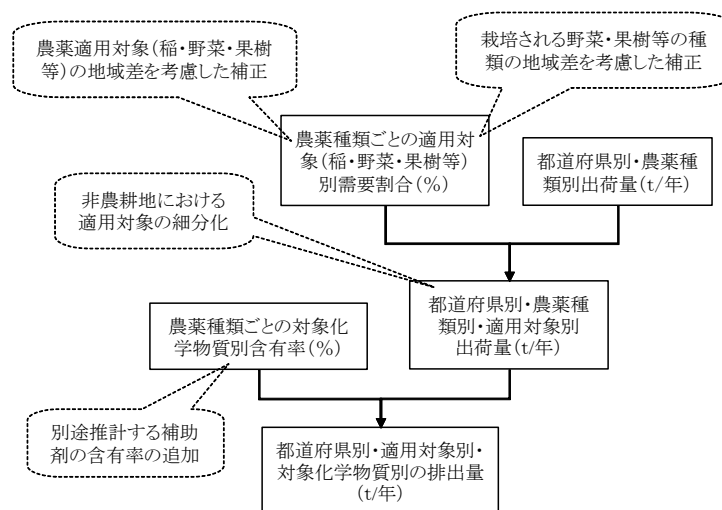


図 1 農薬に係る排出量の推計フロー

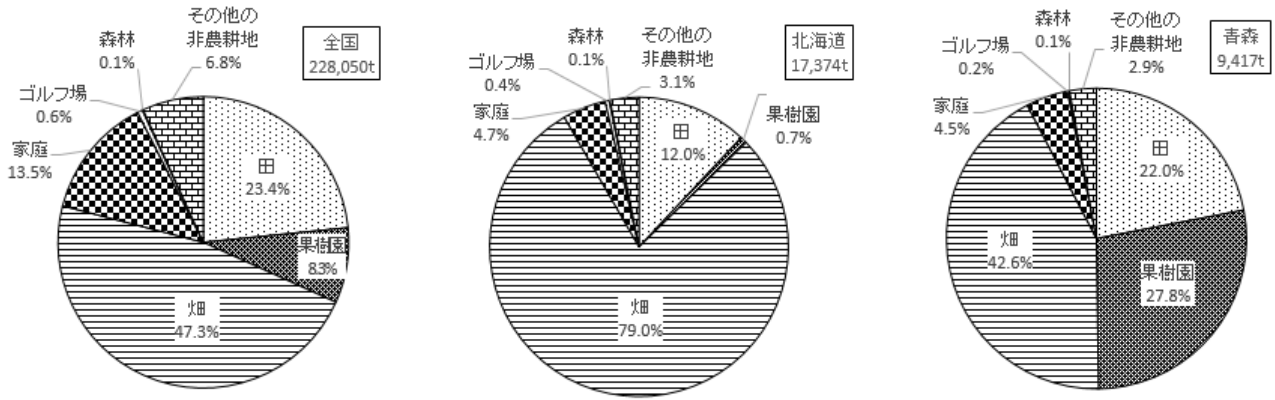


図2 算出した農薬全体の需要分野別の出荷量構成比の例(平成28年度)

表4 農薬種類別の適用対象別需要割合及びその地域補正の例(平成28年度)

農薬種類コード	農薬種類名	全国				北海道				青森県			
		水稲	果樹	野菜畑作	その他	水稲	果樹	野菜畑作	その他	水稲	果樹	野菜畑作	その他
10005	除虫菊乳剤			100%			100%					100%	
10133	EPN乳剤	30%		70%		12%		88%		31%		69%	
10151	マラソン粉剤	100%				100%				100%			
10153	マラソン粉剤		5%	95%			0.3%	100%			16%	84%	
10154	マラソン乳剤	5%	20%	75%		2%	1%	97%		3%	48%	49%	
10166	ジメトエート粒剤			100%				100%				100%	
10193	PAP粉剤	70%		30%		42%		58%		71%		29%	
10197	PAP水和剤		100%				100%				100%		

注1:「その他」には家庭、ゴルフ場、森林、その他の非農耕地が含まれる。

注2:全国の適用対象別需要割合を図2に示した全国及び都道府県の出荷量構成比等を用いて補正した。

4. 推計結果

全国の対象化学物質別の排出量の例を図3に示す。また、都道府県別・需要分野別・対象化学物質別排出量の推計結果の例を図4、表5に示す。さらに、対象化学物質別排出量の推計結果を表6に示す。農薬に係る対象化学物質の排出量の合計は約33千tと推計された。

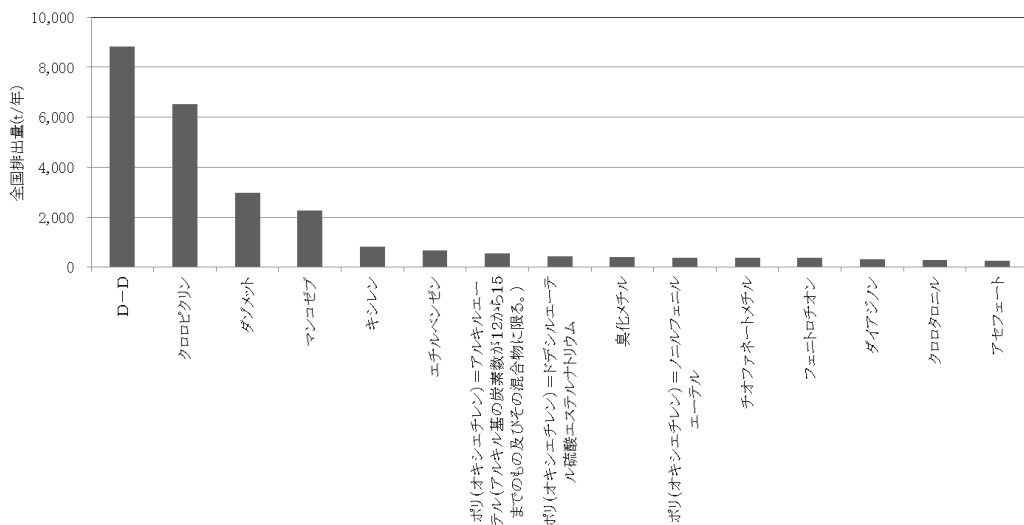


図3 農薬に係る全国排出量上位15物質の排出量の推計結果(平成28年度)

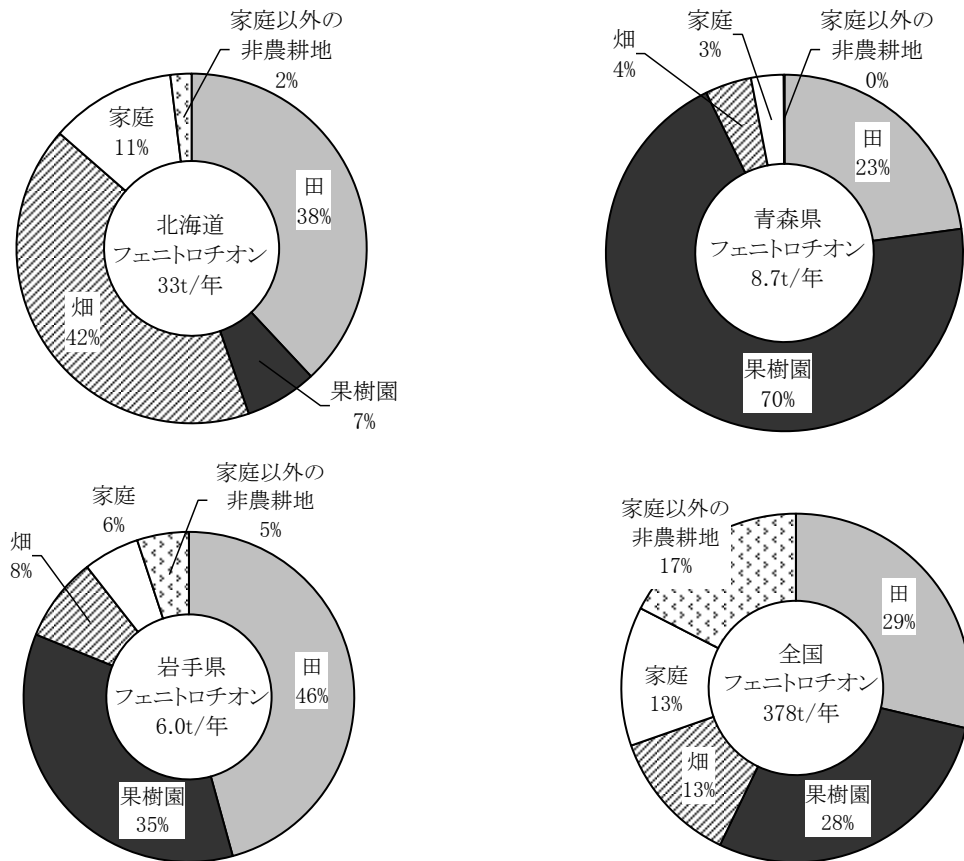


図4 都道府県別・需要分野別のフェニトロチオン排出量の推計結果の例(平成28年度)

表5 都道府県別・需要分野別のフェニトロチオン排出量の推計結果の例(平成28年度)

都道府県名	年間排出量(kg/年)							合計
	田	果樹園	畑	家庭	ゴルフ場	森林	その他の非農耕地	
北海道	12,656	2,212	13,871	3,867	81	198	368	33,253
青森県	1,992	6,104	367	257		1	5	8,726
岩手県	2,744	2,127	495	330	11	80	213	6,001
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
全国	108,641	107,642	47,246	48,869	503	4,947	60,567	378,415

注: 四捨五入の関係で、各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成28年度:全国)(その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物		3,508			3,508
13	アセトニトリル		5,121			5,121
21	クロリダゾン		32,760			32,760
22	フィプロニル		16,488			16,488
25	メトリブジン		17,578			17,578
27	メタミロン		171,572			171,572
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		474			474
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		108,372	2,192		110,564
40	ビフェナゼート		11,680			11,680
41	フルトラニル		71,209			71,209
46	キザロホップエチル		12,369			12,369
47	ブタミホス		27,998			27,998
48	EPN		8,640			8,640
49	ペンディメタリン		124,163			124,163
50	モリネート		78,462			78,462
52	アラニカルブ		35,400			35,400
53	エチルベンゼン		671,774	16,172		687,946
54	ホスチアゼート		86,024			86,024
61	マンネブ		273,200			273,200
62	マンコゼブ		2,278,075			2,278,075
63	ジクアトジプロミド		123,961			123,961
64	エトフェンプロックス		79,504	19		79,523
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物		1,876	0		1,877
80	キシレン		791,661	20,102		811,763
83	クメン		382			382
90	アトラジン		54,345			54,345
91	シアナジン		24,831			24,831
92	トルフェンピラド		26,592			26,592
93	メトラクロール		67,631			67,631
95	フルアジナム		109,269	20,424		129,693
96	ジフェノコナゾール		14,952	3.3		14,955
100	プレチラクロール		126,685			126,685
101	アラクロール		133,640			133,640
108	メコプロップ		119,726			119,726
113	シマジン		9,011	1,977		10,988
114	インダノファン		8,605			8,605
115	フェントラザミド		51,657			51,657

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成28年度:全国)(その2)対象化学物質

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
116	ヘキシチアゾクス		1,140			1,140
117	テブコナゾール		53,220			53,220
118	マイクロブタニル		3,663	66		3,729
119	フェンブコナゾール		10,871			10,871
124	クミルロン		19,280			19,280
125	クロロベンゼン		78,988			78,988
137	シアナミド		8,447			8,447
138	ジクロシメット		1,086			1,086
139	トラロメトリン		342			342
140	フェンプロパトリン		6,422	145		6,567
141	シモキサニル		35,688			35,688
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	121				121
146	ピリミホスメチル		5,880			5,880
147	チオベンカルブ		88,991			88,991
148	カフェンストロール		48,285			48,285
152	カルタップ		124,613			124,613
162	プロピザミド		16,220			16,220
168	イプロジオン		48,288			48,288
169	ジウロン		176,037	1,033		177,070
170	テトラコナゾール		6,492	97		6,589
171	プロピコナゾール		39,610			39,610
172	オキサジクロメホン		14,829			14,829
174	リニューロン		116,980			116,980
175	2,4-D		128,344			128,344
179	D-D		8,824,231			8,824,231
182	ピラゾキシフェン		16,122			16,122
183	ピラズレート		176,940			176,940
184	ジクロベニル		190,697			190,697
187	ジチアノン		52,420			52,420
191	イソプロチオラン		101,608			101,608
193	エチルチオメトン					
194	ホサロン		105			105
195	プロチオホス		74,114	1,246		75,360
196	メチダチオン		106,200			106,200
197	マラソン		103,275			103,275
198	ジメトエート		6,240			6,240
206	カルボスルファン		7,908			7,908
207	2,6-ジーターシヤリーブチル-4-クレゾール		4,010			4,010
212	アセフェート		215,533	59,012		274,545

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成28年度:全国)(その3)対象化学物質

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
213	N, N-ジメチルアセトアミド		658			658
217	チオシクラム		26,567			26,567
221	ベンフラカルブ		40,373			40,373
225	トリクロルホン		25,000			25,000
227	パラコート		79,340			79,340
229	チオファネートメチル		391,594	13		391,608
233	フェントエート		89,478			89,478
236	アイオキシニル		32,040			32,040
244	ダゾメット		2,977,601			2,977,601
248	ダイアジノン		313,751			313,751
249	クロルピリホス		86,376			86,376
250	イソキサチオン		29,236			29,236
251	フェニトロチオン		329,546	48,869		378,415
252	フェンチオン		10,178			10,178
253	プロフェノホス		4,760			4,760
254	イプロベンホス		10,030			10,030
257	デカノール		101,288			101,288
258	ヘキサメチレンテトラミン		77,977			77,977
260	クロロタロニル		270,357	32,225		302,581
261	フサライド		115,971			115,971
266	テフルトリン		12,996			12,996
267	チオジカルブ		35,142			35,142
268	チウラム		234,681			234,681
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		6,168			6,168
273	ノルマルドデシルアルコール		5,051			5,051
275	ドデシル硫酸ナトリウム		14,062			14,062
285	クロロピクリン		6,513,566			6,513,566
286	トリクロピル		1,364	11,677		13,042
293	トリフルラリン		120,936			120,936
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		26,287			26,287
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		14,159			14,159
300	トルエン		2,029			2,029
302	ナフタレン		53,041			53,041
323	シメトリン		25,302			25,302
325	オキシシン銅		247,348			247,348
328	ジラム		29,505			29,505
331	カズサホス		24,510			24,510
340	ビフェニル					
350	ペルメトリン		12,652	487		13,139
354	フタル酸ジ-ノルマルブチル		1,756			1,756
357	ブプロフェジン		52,249	3,356		55,606

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成28年度:全国)(その4)対象化学物質

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
358	テブフェノジド		9,072			9,072
360	ベノミル		103,015			103,015
361	シハロホップブチル		51,636			51,636
362	ジアフェンチウロン		12,150			12,150
363	オキサジアゾン		14,965			14,965
364	フェンピロキシメート		2,964	884		3,848
369	プロバルギット		17,025			17,025
370	ピリダベン		8,138			8,138
371	テブフェンピラド		1,680			1,680
376	ブタクロール		122,925			122,925
378	プロピネブ		158,200			158,200
383	ブロマシル		134,065			134,065
386	臭化メチル	401,196				401,196
400	ベンゼン		429			429
402	メフェナセット		59,399			59,399
405	ほう素化合物		101,390			101,390
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		518,945	40,342		559,287
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル		141,434	8,652		150,086
409	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		263,380	170,341		433,721
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル		369,638	24,088		393,727
414	無水マレイン酸		1,648			1,648
422	フェリムゾン		87,793			87,793
424	メチル＝イソチオシアネート		120,230			120,230
427	カルバリル		49,135			49,135
428	フェノブカルブ		22,593			22,593
429	ハロスルフロンメチル		7,257			7,257
430	インドキサカルブ		1,003			1,003
431	アゾキシストロビン		69,222			69,222
432	アミラズ		6,840			6,840
433	カーバム		51,050			51,050
434	オキサミル		6,674			6,674
435	ピリミノバックメチル		8,602			8,602
438	メチルナフタレン		74,533			74,533
442	メプロニル		19,614			19,614
443	メソミル		19,569			19,569
444	トリフロキシストロビン		12,885			12,885

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 6 農薬に係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)(その 5)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質 番号	物質名	対象業種	非対象 業種	家庭	移動体	合計
445	クレソキシムメチル		53,164			53,164
449	フェンメディファム		64,234			64,234
450	ピリブチカルブ		15,349			15,349
456	りん化アルミニウム	26,303				26,303
合計		427,620	31,919,076	463,423		32,810,119

注 1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注 2:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

殺虫剤に係る排出量

本項目では家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤の4分類の殺虫剤に係る排出量の推計方法を示す。

表1 推計対象とする薬剤の分類

薬剤種類	対象害虫	主な散布主体
家庭用殺虫剤	衛生害虫(蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫)	家庭
防疫用殺虫剤		自治体、防除業者
不快害虫用殺虫剤	不快害虫(ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等)	家庭
シロアリ防除剤	シロアリ	防除業者、家庭

参考:家庭用殺虫剤概論(Ⅲ),日本殺虫剤工業会(2006.11)

I 家庭用殺虫剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

家庭用殺虫剤は主に一般家庭で蚊やハエ等の衛生害虫の駆除を目的として用いられており、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらはすべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

日本家庭用殺虫剤工業会の調査等に基づき、表2に示す対象化学物質について推計を行った。

表2 家庭用殺虫剤の全国出荷量(平成28年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)
有効成分	153 テトラメリン	20,065
	181 ジクロロベンゼン	20,853
	252 フェンチオン	2,183
	350 ペルメリン	542
	457 ジクロルボス	9,244
補助剤	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	4,920
	86 クレゾール	2,919
	207 2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	1,056
	407 ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	906
	410 ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	874
合計		63,562

注1:日本家庭用殺虫剤工業会の調査(平成28年4月～平成29年3月の実績)等による。

注2:ベイト剤(ゴキブリ用の毒餌等)に含まれる量は環境中への排出がごく微量と考えられるため、推計対象から除外した。

3. 推計方法

日本家庭用殺虫剤工業会の調査等により把握された家庭用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、家庭用殺虫剤の使用量は都道府県別の夏日日数及び世帯数に比例するとみなし、これらのデータを用いて都道府県ごとの排出量を推計した。

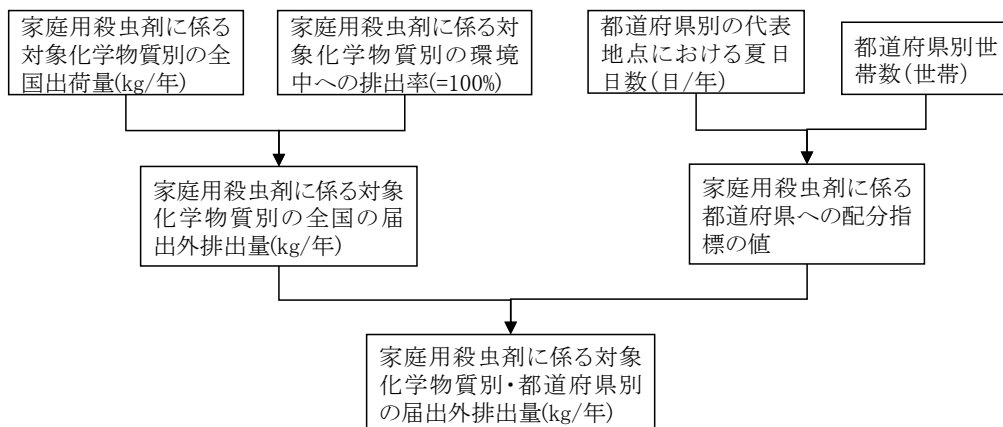


図 1 家庭用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

家庭用殺虫剤に係る排出量推計結果を表 3 に示す。家庭用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 64t と推計された。

表 3 家庭用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)			4,920		4,920
86	クレゾール			2,919		2,919
153	テトラメトリン			20,065		20,065
181	ジクロロベンゼン			20,853		20,853
207	2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール			1,056		1,056
252	フェンチオン			2,183		2,183
350	ペルメトリン			542		542
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			906		906
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル			874		874
457	ジクロルボス			9,244		9,244
合計				63,562		63,562

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

II 防疫用殺虫剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

防疫用殺虫剤は自治体や防除業者が衛生害虫の駆除のために使用する殺虫剤であり、それぞれの使用場所で全量が環境中に排出されると考えられる。使用する主体が非対象業種であるため、すべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

日本防疫殺虫剤協会の調査等に基づき、表4に示す対象化学物質について推計を行った。

表4 防疫用殺虫剤の全国出荷量(平成28年度)

物質 番号	対象化学物質名	全国出荷量 (kg/年)
有効成分	64 エトフェンプロックス	1,206
	153 テトラメリン	510
	181 ジクロロベンゼン	27,790
	225 トリクロルホン	429
	248 ダイアジノン	260
	251 フェニトロチオン	17,060
	252 フェンチオン	4,831
	350 ペルメトリン	1,673
	457 ジクロルボス	56,901
補助剤	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	240
	53 エチルベンゼン	6,097
	80 キシレン	17,389
	86 クレゾール	2,118
	300 トルエン	21
	407 ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	976
	408 ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル	332
	410 ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	1,579
合 計		139,412

注: 日本防疫殺虫剤協会の調査(平成28年4月～平成29年3月の実績)等による。

3. 推計方法

日本防疫殺虫剤協会の調査等により把握された防疫用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は図 2 に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、日本防疫殺虫剤協会によると、防疫用殺虫剤としての全国出荷量(表 4)は自治体で約 35%、防除業者で約 65%が使用されていることから、需要分野別に分けた全国の届出外排出量をさらに需要分野ごとの配分指標で都道府県別に配分した。

都道府県別の届出外排出量を算出するための配分指標は、自治体使用の場合は側溝への散布が主であることより「世帯数」及び「下水道普及率」をベースとし、防除業者使用の場合は「建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数」をベースとし、それぞれ夏日日数を乗じた値を配分指標とした。

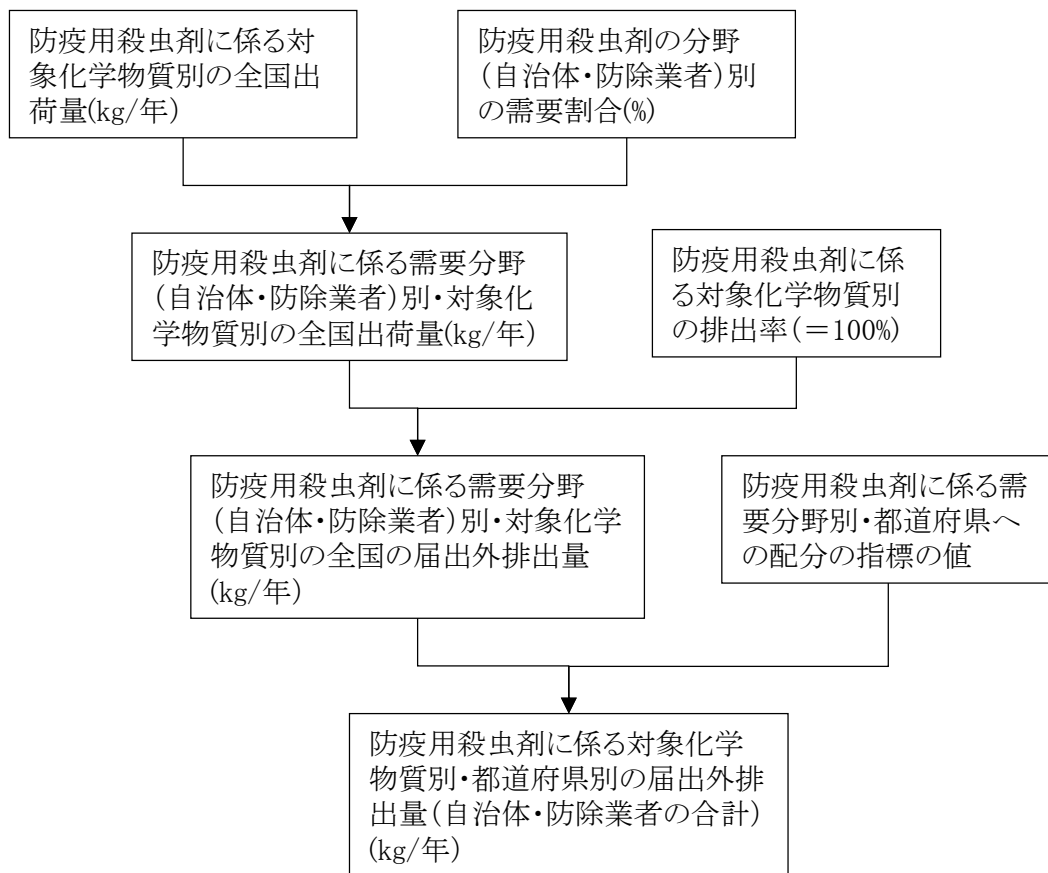


図 2 防疫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

防疫用殺虫剤に係る排出量推計結果を表 5 に示す。防疫用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 139t と推計された。

表 5 防疫用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質 番号	物質名	対象 業種	非対象 業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		240			240
53	エチルベンゼン		6,097			6,097
64	エトフェンプロックス		1,206			1,206
80	キシレン		17,389			17,389
86	クレゾール		2,118			2,118
153	テトラメリン		510			510
181	ジクロロベンゼン		27,790			27,790
225	トリクロロホン		429			429
248	ダイアジノン		260			260
251	フェニトロチオン		17,060			17,060
252	フェンチオン		4,831			4,831
300	トルエン		21			21
350	ペルメリン		1,673			1,673
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		976			976
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル		332			332
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル		1,579			1,579
457	ジクロロボス		56,901			56,901
合 計			139,412			139,412

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

Ⅲ 不快害虫用殺虫剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

不快害虫用殺虫剤は主に一般家庭の衛生害虫以外の昆虫(ハチ、アリ等)を駆除する目的で使用されるものであり、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらは、すべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

生活害虫防除剤協議会の調査等に基づき、表 6 に示す対象化学物質について推計を行った。

表 6 不快害虫用殺虫剤の全国出荷量(平成 28 年度)

物質 番号	対象化学物質名	全国出荷量 (kg/年)
22	フィプロニル	24
64	エトフェンプロックス	540
80	キシレン	439
139	トラロメトリン	612
140	フェンプロパトリン	236
153	テトラメトリン	9,838
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	506
251	フェニトロチオン	362
257	デカノール	1.4
275	ドデシル硫酸ナトリウム	5.3
350	ペルメトリン	1,340
405	ほう素化合物	706
427	カルバリル	12,198
428	フェノブカルブ	10,047
合 計		36,854

注:生活害虫防除剤協議会の調査(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月実績)等による。

3. 推計方法

生活害虫防除剤協議会の調査等により把握された不快害虫用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計フローは図 3 に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、不快害虫用殺虫剤の使用量は、「I 家庭用殺虫剤」と同様に都道府県別の夏日日数及び世帯数に比例するとみなし、都道府県ごとの排出量を推計した。

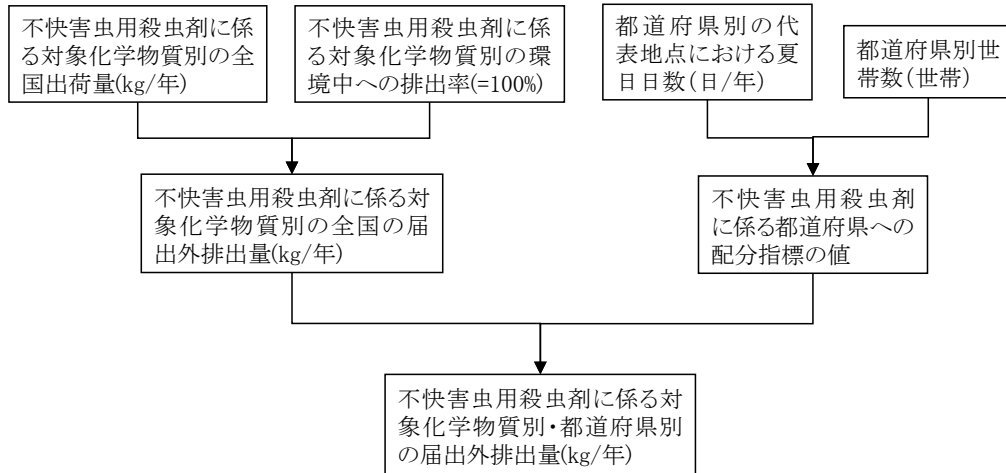


図 3 不快害虫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

不快害虫用殺虫剤に係る排出量推計結果を表 7 に示す。不快害虫用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 37t と推計された。

表 7 不快害虫用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル			24		24
64	エトフェンプロックス			540		540
80	キシレン			439		439
139	トラロメトリン			612		612
140	フェンプロパトリン			236		236
153	テトラメトリン			9,838		9,838
207	2, 6-ジエターシャリーブチル-4-クレゾール			506		506
251	フェニトロチオン			362		362
257	デカノール			1.4		1.4
275	ドデシル硫酸ナトリウム			5.3		5.3
350	ペルメトリン			1,340		1,340
405	ほう素化合物			706		706
427	カルバリル			12,198		12,198
428	フェノブカルブ			10,047		10,047
合計				36,854		36,854

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

IV シロアリ防除剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

シロアリ防除剤は建築物の床下にシロア리를駆除する目的で散布等されるものであり、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらは、すべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

(公社)日本しろあり対策協会の会員企業へのアンケート調査に基づき、表 8 に示す対象化学物質について推計を行った。

表 8 シロアリ防除剤の全国出荷量(平成 28 年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)		
		業務用	一般消費者用	合計
22	フィプロニル	2,900		2,900
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	1,725		1,725
53	エチルベンゼン	107	1,284	1,391
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	690		690
64	エトフェンプロックス	1,700	329	2,029
80	キシレン	256	3,825	4,081
87	クロム及び三価クロム化合物	1.0		1.0
117	テブコナゾール	596		596
132	コバルト及びその化合物	1.0	1.0	2.0
139	トラロメトリン		71	71
171	プロピコナゾール	2,180		2,180
251	フェニトロチオン	12		12
256	デカン酸	299		299
275	ドデシル硫酸ナトリウム	6.0		6.0
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1,385	27,673	29,058
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	403	10,600	11,003
300	トルエン		640	640
302	ナフタレン	2.0	47	49
320	ノニルフェノール	14		14
346	2-フェニルフェノール	11		11
350	ペルメトリン	4,358	651	5,009
405	ほう素化合物		195	195
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)		14	14
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	119	54	173
428	フェノブカルブ	12,957		12,957
438	メチルナフタレン		43	43
合計		29,722	45,426	75,148

注1: (公社)日本しろあり対策協会の会員企業へのアンケート調査による(平成28年4月～平成29年3月実績)。

注2: 四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

3. 推計方法

(公社)日本しろあり対策協会の会員企業等へのアンケート調査により把握されたシロアリ防除剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は図4に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。地域別のシロアリ防除の状況と建築物の1階部分の床下面積(図中では「予防対策可能面積」と表記)等を考慮することで都道府県別の届出外排出量の算出を行った。なお、既築建築物は5年に一度の割合でシロアリ防除をするものと仮定した。

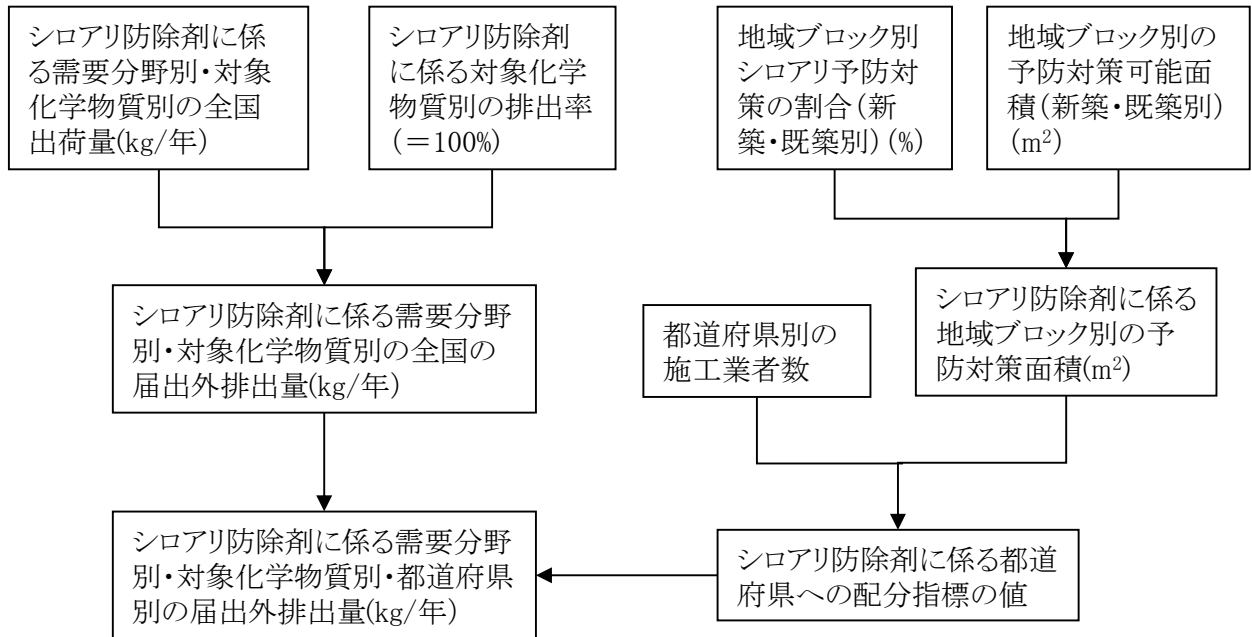


図4 シロアリ防除剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

シロアリ防除剤に係る排出量推計結果を表 9 に示す。シロアリ防除剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 75t と推計された。

表 9 シロアリ防除剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)(その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル		2,900			2,900
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		1,725			1,725
53	エチルベンゼン		107	1,284		1,391
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		690			690
64	エトフェンプロックス		1,700	329		2,029
80	キシレン		256	3,825		4,081
87	クロム及び三価クロム化合物		1.0			1.0
117	テブコナゾール		596			596
132	コバルト及びその化合物		1.0	1.0		2.0
139	トラロメリン			71		71
171	プロピコナゾール		2,180			2,180
251	フェニトロチオン		12			12
256	デカン酸		299			299
275	ドデシル硫酸ナトリウム		6.0			6.0
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		1,385	27,673		29,058
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		403	10,600		11,003
300	トルエン			640		640
302	ナフタレン		2.0	47		49
320	ノニルフェノール		14			14
346	2-フェニルフェノール		11			11
350	ペルメリン		4,358	651		5,009
405	ほう素化合物			195		195
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			14		14
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル		119	54		173
428	フェノブカルブ		12,957			12,957
438	メチルナフタレン			43		43
合計			29,722	45,426		75,148

注 1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注 2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

V 殺虫剤集計(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)

殺虫剤(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)を合計すると、全国の届出外排出量は約 315t であり、有効成分ではジクロロボス及びジクロロベンゼンの排出量が、補助剤ではキシレンの排出量が多い(図 5)。

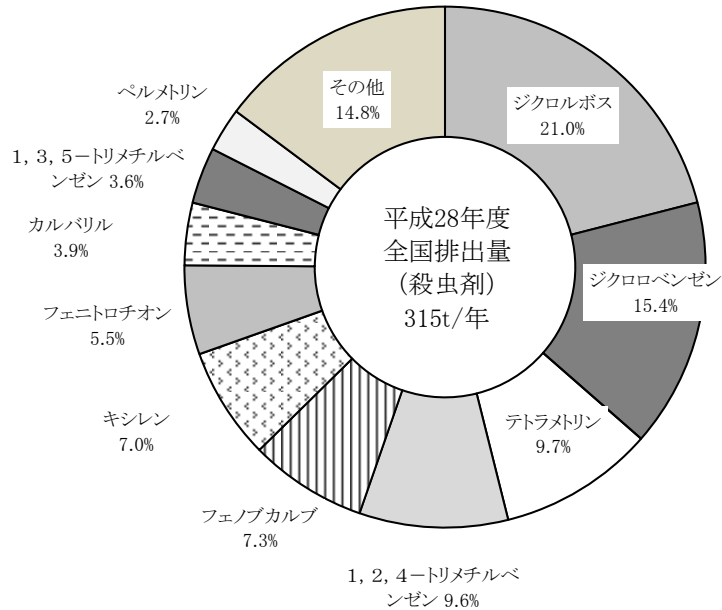


図 5 殺虫剤に係る排出量の推計結果 (平成 28 年度: 全国)

表 10 殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度: 全国) (その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル		2,900	24		2,924
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		1,965	4,920		6,885
53	エチルベンゼン		6,204	1,284		7,488
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		690			690
64	エトフェンプロックス		2,906	868		3,774
80	キシレン		17,645	4,264		21,909
86	クレゾール		2,118	2,919		5,037
87	クロム及び三価クロム化合物		1.0			1.0
117	テブコナゾール		596			596
132	コバルト及びその化合物		1.0	1.0		2.0

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 10 殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)(その 2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
139	トラロメリン			683		683
140	フェンプロパトリン			236		236
153	テトラメリン		510	29,903		30,413
171	プロピコナゾール		2,180			2,180
181	ジクロロベンゼン		27,790	20,853		48,643
207	2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			1,562		1,562
225	トリクロロホン		429			429
248	ダイアジノン		260			260
251	フェニトロチオン		17,072	362		17,434
252	フェンチオン		4,831	2,183		7,014
256	デカン酸		299			299
257	デカノール			1.4		1.4
275	ドデシル硫酸ナトリウム		6.0	5.3		11
296	1,2,4-トリメチルベンゼン		1,385	27,673		29,058
297	1,3,5-トリメチルベンゼン		403	10,600		11,003
300	トルエン		21	640		661
302	ナフタレン		2.0	47		49
320	ノニルフェノール		14			14
346	2-フェニルフェノール		11			11
350	ペルメリン		6,031	2,533		8,564
405	ほう素化合物			901		901
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		976	920		1,896
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル		332			332
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル		1,698	928		2,626
427	カルバリル			12,198		12,198
428	フェノブカルブ		12,957	10,047		23,004
438	メチルナフタレン			43		43
457	ジクロロボス		56,901	9,244		66,145
	合計		169,134	145,842		314,976

注 1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注 2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

接着剤に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

PRTRで事業者の届出対象とならない主な排出は、①建築・土木現場での接着剤の使用に伴う排出、②合板等の建築資材や家庭用の家具等の木工品に使われた接着剤中のホルムアルデヒド(樹脂原料)の建築・土木現場や家庭での二次排出であると考えられる(なお、事業所で建築資材や木工品を製造する者は製造業者であり、当該製造工程における排出量は届出対象となる)(表1)。

表1 接着剤の需要分野と推計区分の対応

「接着剤」の 需要分野	届出外排出量の推計区分				届出 排出量
	非対象業種			家庭	
	建築工事業等		土木 工事業		
	住宅	非住宅			
合板	△	△	△		○
二次合板	△	△	△		○
木工品	△	△		△	○
建築材料	△	△	△		○
建築工場	○	○			
土木			○		
家庭用				○	
その他(製造工場用等)					○

注:表中の記号の意味は、以下のとおり。

○:一次排出(接着剤の使用段階で直ちに排出されるもの)

△:二次排出(接着剤の使用段階以降に少量ずつ排出されるもの)

2. 推計を行う対象化学物質

接着剤には、樹脂を溶かすための溶剤や、未反応で製品中に残存している樹脂原料が含まれており、いずれも接着剤の使用に伴って大半が環境中へ排出される。接着剤に関しては、表2に示す9物質について推計を行った。

表2 接着剤に関して推計を行う対象化学物質

原材料用途	物質 番号	対象化学物質名
溶剤	80	キシレン
	300	トルエン
	392	ノルマルーヘキサン
樹脂原料	3	アクリル酸エチル
	5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル
	8	アクリル酸メチル
	134	酢酸ビニル
	411	ホルムアルデヒド
	420	メタクリル酸メチル

注:日本接着剤工業会へのヒアリング調査結果(平成30年1月)による。スチレン(物質番号240)については、標準組成は設定されているがスチレンを含有する接着剤の出荷がなかったため、結果として推計値は算出していない。

3. 推計方法

推計対象年度の全国出荷量はすべて使用され、製品中に含まれる対象化学物質が一定の割合で環境中へ排出されるものと仮定し、推計を行った。推計の手順は図1に示すとおりである。

接着剤の製品は数多くの成分から構成されており、製品としての全国出荷量に対して、製品中に含まれている対象化学物質の含有率(=標準組成)を乗じることで、対象化学物質の全国使用量が推計される。その全国使用量に対して、実際に環境中へ排出される割合(=排出率)を更に乗じることで、全国における対象化学物質の排出量を推計した。また、例えば建築現場において使用される場合には排出量は新築着工床面積に比例する等の仮定に基づき、需要分野ごとの配分指標を設定し、都道府県別の排出量を推計した。

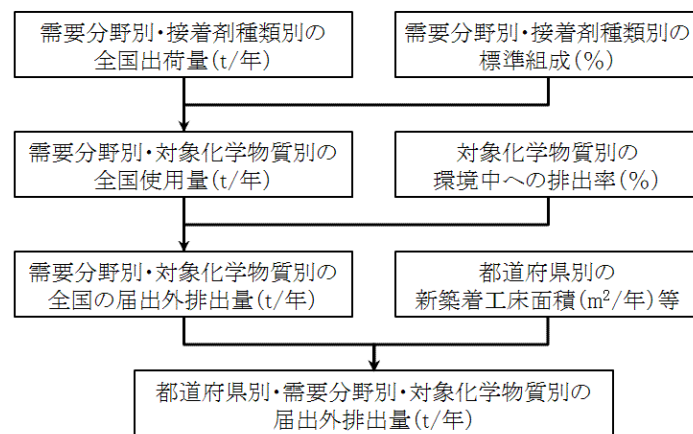


図1 接着剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

接着剤に係る排出量の推計結果を図2、表3に示す。接着剤に係る対象化学物質の排出量の合計は、約0.8千tと推計された。

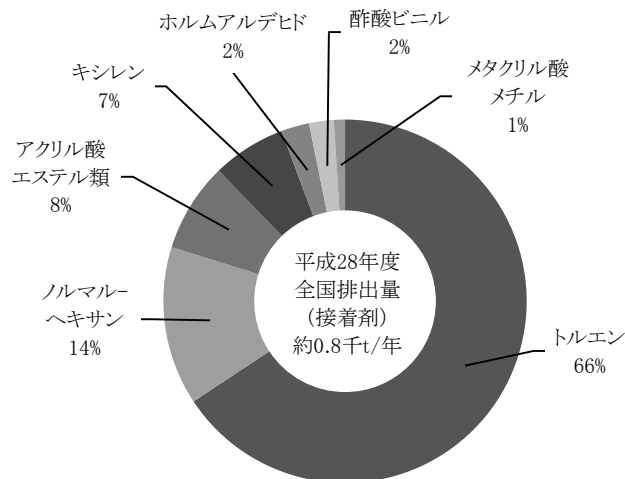


図2 接着剤に係る排出量の推計結果(平成28年度:全国)

表3 接着剤に係る排出量の推計結果(平成28年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
3	アクリル酸エチル		20,809	1,100		21,909
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		20,809	1,100		21,909
8	アクリル酸メチル		20,809	1,100		21,909
80	キシレン		54,312			54,312
134	酢酸ビニル		17,083	1,116		18,199
300	トルエン		543,686			543,686
392	ノルマルーヘキサン		93,840	22,950		116,790
411	ホルムアルデヒド		20,528	120		20,648
420	メタクリル酸メチル		8,137			8,137
合 計			800,013	27,486		827,498

注1:平成28年においてはスチレンを含む接着剤の出荷がなかったため、スチレンの推計結果はゼロである。(ただし、接着剤に係る排出量推計では、全国出荷量は「年度」ではなく「年」を基準とする統計データ(接着剤実態報告書(日本接着剤工業会))を基に推計せざるを得ないことから、各年の全国出荷量をその年度の全国出荷量と同一とみなすこととしている。)

注2:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注3:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

塗料に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

接着剤に係る排出と同様に建築現場、土木現場、家庭での塗料使用に伴う排出があり、さらに、路面標示に伴う排出があると考えられる(表 1)。

表 1 塗料の需要分野と推計区分の対応

「塗料製造業実態調査報告書」の需要分野	届出外排出量の推計区分					届出排出量
	非対象業種				家庭	
	建築工事業等		土木工事業	舗装工事業		
	住宅	非住宅				
建物	○	○				
構造物			○			
路面標示				○		
家庭					○	
その他(製造業用等)						○

2. 推計を行う対象化学物質

塗料には、樹脂を溶かすための溶剤や顔料が含まれており、いずれも塗料の使用に伴って大半が環境中へ排出されると考えられる。塗料に関しては、表 2 に示す 10 物質について推計を行った。

表 2 塗料に関して推計を行う対象化学物質

原材料用途	物質番号	対象化学物質名
溶剤	53	エチルベンゼン
	57	エチレングリコールモノエチルエーテル
	80	キシレン
	240	スチレン
	297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
	300	トルエン
可塑剤	354	フタル酸ジ-ノルマルブチル
	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
顔料	88	六価クロム化合物
	305	鉛化合物

注：(一社)日本塗料工業会へのヒアリング調査結果(平成 29 年 12 月)による。

3. 推計方法

推計対象年度の全国出荷量はすべて使用され、製品中に含まれる対象化学物質が一定の割合で環境中へ排出されるものと仮定し、推計を行った。推計の手順は図1に示すとおりであり、接着剤に係る排出量の場合と概ね同様である。製品としての全国出荷量に対して、製品中に含まれている対象化学物質の含有率(=標準組成)を乗じて対象化学物質の全国使用量を推計し、実際に環境中へ排出される割合(=排出率)を更に乗じることで、全国における対象化学物質の排出量を推計した。また、例えば建築現場において使用される場合には排出量は新築着工床面積に比例する等の仮定に基づき、需要分野ごとの配分指標を設定し、都道府県別の排出量を推計した(図1)。

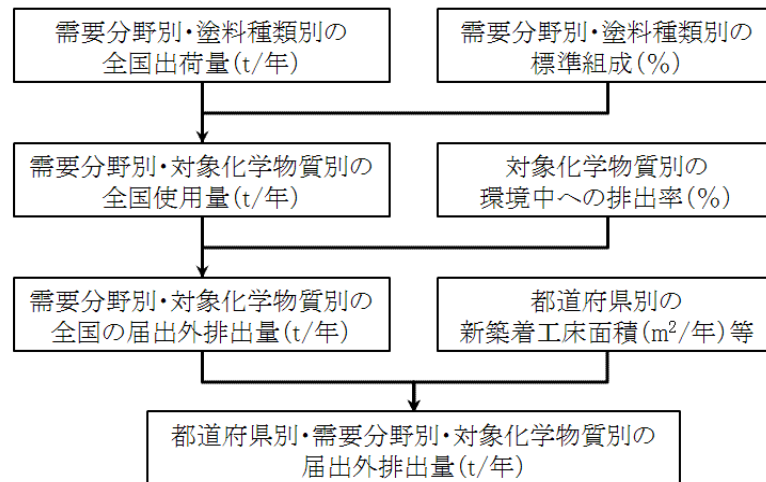


図1 塗料に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

塗料に係る排出量推計結果を図2、表3に示す。塗料に係る対象化学物質の排出量の合計は、約40千tと推計された。

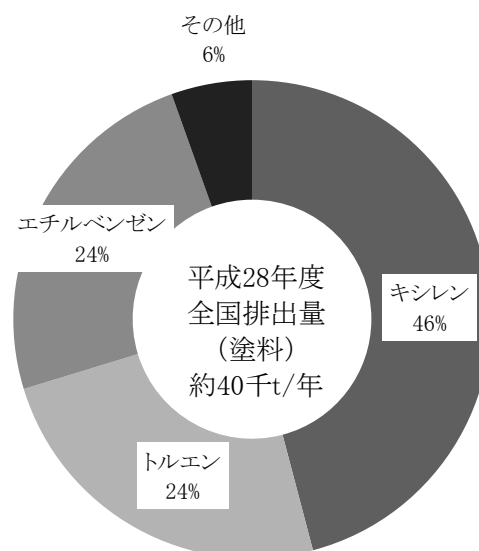


図2 塗料に係る排出量の推計結果(平成28年度:全国)

表3 塗料に係る排出量の推計結果(平成28年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質 番号	物質名	対象 業種	非対象 業種	家庭	移動体	合計
53	エチルベンゼン		9,305,067	473,584		9,778,652
57	エチレングリコールモノエチルエーテル					
80	キシレン		17,693,949	812,665		18,506,614
88	六価クロム化合物		6,608			6,608
240	スチレン		23,568			23,568
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		2,030,902	86,447		2,117,348
300	トルエン		8,887,017	951,366		9,838,384
305	鉛化合物		30,705			30,705
354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル		27,773			27,773
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)					
合 計			38,005,589	2,324,062		40,329,651

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

漁網防汚剤に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

漁網防汚剤は、養殖場で用いられる網及び定置網に塗布されており、漁業や水産養殖業といった非対象業種において使用されている。漁網防汚剤の使用方法は、染色のようにタンク中で網を薬品につけ込んだ後、溶剤を蒸発させ、水中で網を使用するというものであり、ここでは使用する化学物質の全量が環境中へ排出され、また、薬品の塗布作業は養殖場又は定置網が張られる地域と同一の地域で実施されると仮定して排出量の推計を行った。

2. 推計を行う対象化学物質

水産庁によると、漁網防汚剤に含まれる対象化学物質は、有効成分としてはポリカーバメート、ほう素化合物(トリフェニル(オクタデシルアミン)ボロン等)、溶剤としてはキシレンがあり、これら3物質について推計を行った。

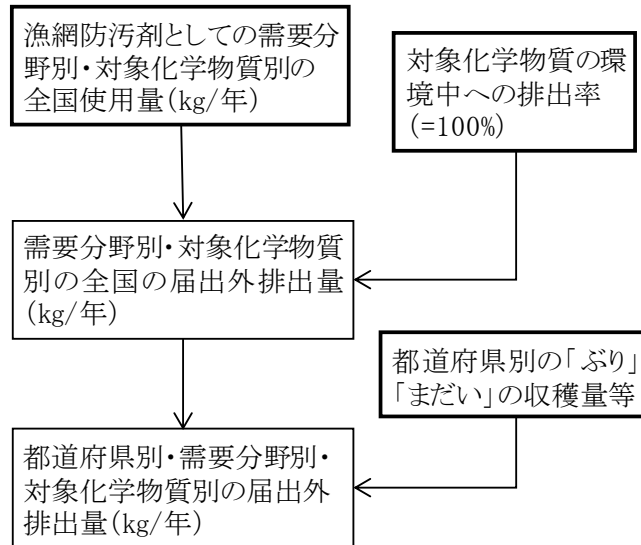
3. 推計方法

推計の手順は図1に示すとおりである。対象化学物質の需要分野(海面養殖用及び定置網用)別の全国使用量(表1)が把握できるので、全量が使用され、環境に排出されると仮定して全国排出量を算出し、需要分野別の配分指標を用いて都道府県別の排出量を推計した。なお、配分指標の設定は、海面養殖用に用いられる漁網防汚剤の都道府県別の使用量は、対象化学物質に該当する有効成分を含む漁網が主に使用される「ぶり」や「まだい」の都道府県別収穫量に比例する等の仮定に基づいて行った。

表1 漁網防汚剤に係る対象化学物質の全国使用量(平成28年度)

対象化学物質		全国使用量(kg/年)		
物質番号	物質名	海面養殖	定置網	合計
80	キシレン	1,501,760	2,936,300	4,438,060
329	ポリカーバメート	279	233,677	233,956
405	ほう素化合物	436	756	1,192
合計		1,502,475	3,170,733	4,673,209

資料: 水産庁調査(平成28年1月～12月の使用量)を平成28年度の使用量とみなした。



注: 需要分野とは「海面養殖用」、「定置網用」を示す。

図 1 漁網防汚剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

漁網防汚剤に係る排出量推計結果を表 2 に示す。漁網防汚剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 4.7 千 t と推計された。

表 2 漁網防汚剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度: 全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
80	キシレン		4,438,060			4,438,060
329	ポリカーバメート		233,956			233,956
405	ほう素化合物		1,192			1,192
合 計			4,673,209			4,673,209

洗浄剤・化粧品等に係る排出量

洗浄剤・化粧品等の成分には、界面活性剤として使用される対象化学物質と、中和剤として使用される対象化学物質(洗浄剤のみ)が含まれる。本項では、2つの用途ごとに排出量の推計方法を示す。

I 界面活性剤

1. 届出外排出量として考えられる排出

界面活性剤は表1に示す需要分野の製品で成分として使用されている。このうち、化粧品、身体用洗浄剤、台所用洗浄剤、洗濯・住宅用等洗浄剤については、ほとんどが家庭で使用され環境中へ排出されていると考えられる。また、業務用洗浄剤等については主に飲食業(食器洗い)や建物サービス業(フロア清掃)等の分野での使用が考えられる(表1)。

表1 界面活性剤の需要分野と推計区分との対応

需要分野	届出外排出量	
	家庭	非対象業種
化粧品	○	
身体用洗浄剤	○	
台所用洗浄剤	○	
洗濯・住宅用等洗浄剤	○	
業務用洗浄剤等(食器洗い用)		○
業務用洗浄剤等(洗濯・清掃用等)		○
肥料		○
その他		○

2. 推計を行う対象化学物質

日本界面活性剤工業会及び日本石鹼洗剤工業会の調査によると、界面活性剤として使用されている対象化学物質は表2に示す8物質であり、これらについて推計を行った。

表 2 界面活性剤の対象化学物質と全国出荷量(平成 28 年度)

物質番号	対象化学物質名	略称	備考	全国出荷量(t/年)
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	LAS		42,694
224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	AO	アミノオキシドの一部	4,106
275	ドデシル硫酸ナトリウム	AS		11,672
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	HDTMAC		196
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	AE		121,981
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	OPE	p-オクチルフェノールが原料	113
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES		14,648
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	NPE	ノニルフェノールが原料	451
合計				195,861

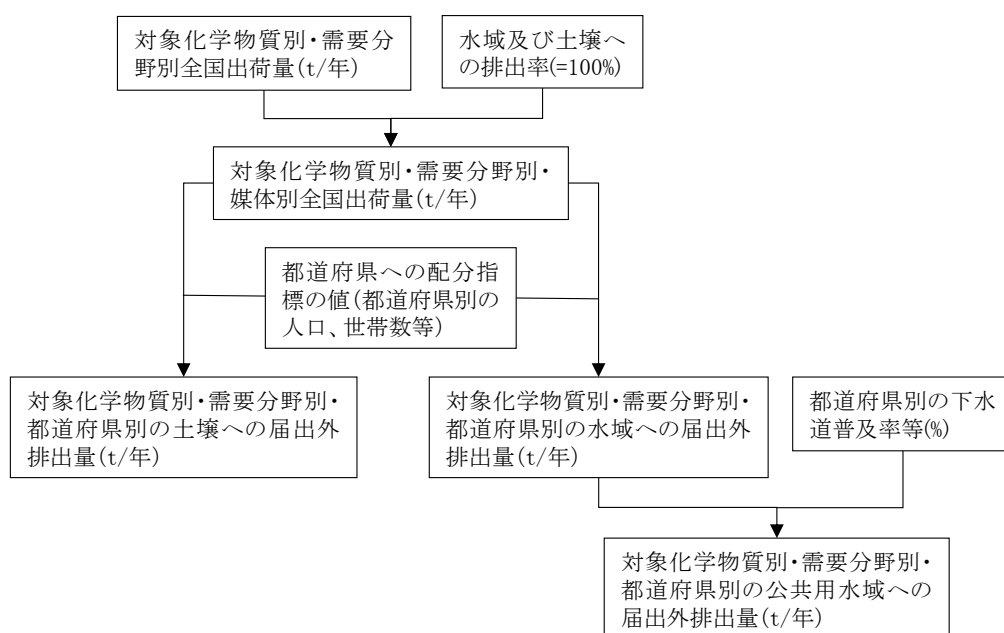
注1: 日本界面活性剤工業会・日本石鹼洗剤工業会調査(2017年度PRTR対象界面活性剤流通状況調査報告書)

注2: 全国出荷量は、対象業種への全国出荷量と「農薬」における推計値を除外している。

注3: 四捨五入の関係で、列の合計と合計欄の数値が一致しない。

3. 推計方法

推計の手順は図1に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して、全国の排出量を算出した。使用量は人口(人)等に比例すると仮定して、都道府県別の届出外排出量を算出した。ただし、PRTR における届出外排出量としては、下水道へ移行する数量が含まれないため、都道府県別の下水道普及率及び合併浄化槽の普及率・除去率を考慮し、下水道への移動量及び浄化槽で除去される量を差し引くことにより、公共用水域への排出量を算出した。



注1: 需要分野とは「化粧品」、「身体用洗剤」等を示す。

注2: 「肥料」は全量が環境中に排出されると仮定した(下水道普及率は考慮しない)。

注3: 「下水道普及率等」には合併浄化槽の普及率・除去率を含む。

図1 洗剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量推計結果を図2、表3に示す。界面活性剤に係る対象化学物質(8物質)の排出量の合計は約34千tと推計された。

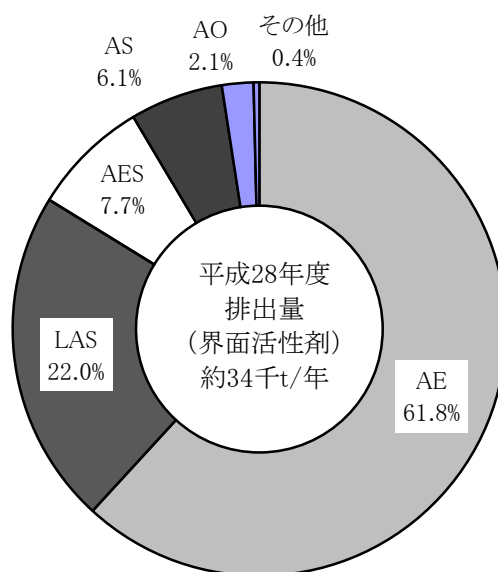


図2 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量の推計結果(平成28年度:全国)

表3 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量推計結果(平成28年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		592,386	6,832,803		7,425,189
224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		80,315	618,124		698,440
275	ドデシル硫酸ナトリウム		16,329	2,044,211		2,060,540
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		14,180	20,768		34,948
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		3,005,665	17,903,640		20,909,305
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		18,123	542		18,665
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		46,461	2,556,225		2,602,686
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		71,067	2,312		73,379
合計			3,844,526	29,978,625		33,823,152

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

II 中和剤等

1. 届出外排出量と考えられる排出

日本石鹼洗剤工業会によると、中和剤等は家庭用洗剤のうち主に住宅用及び洗濯用のものと業務用洗剤に使用されている。家庭用については使用場所で全量が排出されると考えられ、推計対象とした。また、業務用洗剤については、飲食店、建物サービス業等で使用されるものを推計対象とした。

2. 推計を行う対象化学物質

日本石鹼洗剤工業会の調査によると、中和剤として使用されている対象化学物質は表 4 に示す 2 物質であり、これらについて推計を行った。2-アミノエタノールは洗剤の製造段階で塩になるものがあるものの、使用段階では容易に解離して2-アミノエタノールになり、使用量の全量が水域へ排出されると考えられる。

表 4 中和剤の対象化学物質と全国出荷量(平成 28 年度)

物質番号	対象化学物質名	略称	全国出荷量(t/年)
20	2-アミノエタノール	MEA	7,955
60	エチレンジアミン四酢酸	EDTA	6
合計			7,961

注:日本石鹼洗剤工業会調査(平成 29 年 10 月)

3. 推計方法

日本石鹼洗剤工業会の調査により把握された中和剤等としての対象化学物質の全国出荷量等を用いた。推計の手順は図 3 に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して、全国の排出量を算出した。家庭用洗剤の使用量は世帯数等に、業務用洗剤の使用量は飲食店や建物サービス業等の従業員数等に比例すると仮定して、都道府県別の届出外排出量を算出した。ただし、排出された対象化学物質は、界面活性剤同様、公共用水域と下水道に区分する必要があるため、下水道普及率を考慮し、下水道への移動量を差し引いた。

なお、合併浄化槽による除去率については、現時点では利用可能なデータが得られないため、考慮していない。

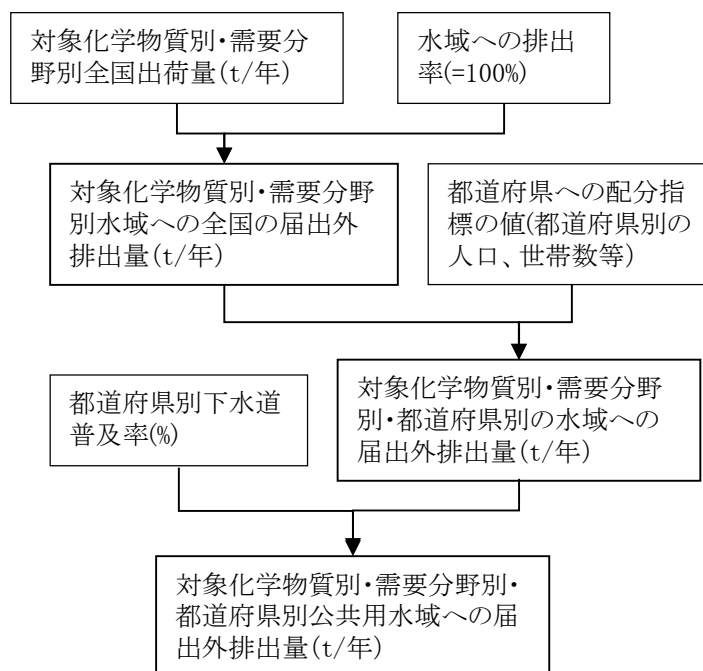


図3 洗剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

洗剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量推計結果を表5に示す。中和剤等に係る届出外排出量の合計は約2.1千tと推計された。

表5 洗剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量推計結果(平成28年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
20	2-アミノエタノール		59,247	2,000,868		2,060,114
60	エチレンジアミン四酢酸			1,613		1,613
合計			59,247	2,002,481		2,061,728

注: 四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

防虫剤・消臭剤に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

防虫剤・消臭剤は主に一般家庭用として用いられており、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられ、届出外排出量となる。家庭用として出荷されたものが一部洗濯業等で使用されている可能性があるものの、家庭用と業務用の使用量の区別が困難であるため、排出量のすべてを「家庭からの排出量」として推計した。

2. 推計を行う対象化学物質

日本繊維製品防虫剤工業会によると、防虫剤・消臭剤の成分として使用されている対象化学物質はジクロロベンゼン(物質番号 181)とナフタレン(同 302)であり、これについて推計を行った。

3. 推計方法

推計に当たっては図 1 に示すとおり、推計対象年度の全国出荷量は全量使用、排出されると仮定し、全国の排出量を算出した。全国出荷量は表 1 に示すとおり、日本繊維製品防虫剤工業会により把握されている防虫剤・消臭剤としての全国出荷量等(平成 28 年度実績:7,736t/年)を用いた。防虫剤・消臭剤の使用量は世帯数等に比例すると仮定し、都道府県別の排出量を推計した。

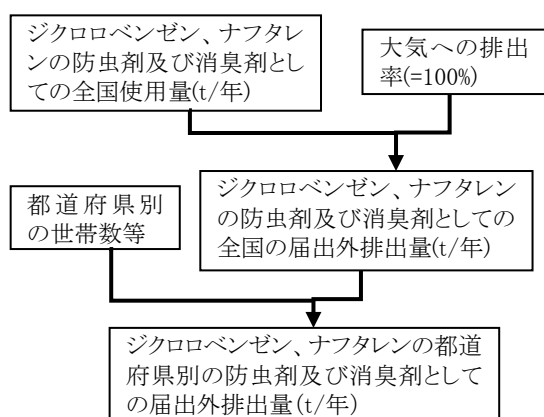


図 1 防虫剤・消臭剤に係る排出量の推計フロー

表 1 防虫剤・消臭剤に係るジクロロベンゼン等の
需要分野別全国出荷量(平成 28 年度)

需要分野	全国出荷量(t/年)		
	ジクロロベンゼン	ナフタレン	合計
防虫剤	7,142	130	7,272
消臭剤	464		464
合計	7,606	130	7,736

注 1: 日本繊維製品防虫剤工業会調査等(平成 29 年 12 月)

注 2: 四捨五入の関係で、各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

4. 推計結果

防虫剤・消臭剤に係る排出量の推計結果を表 2 に示す。防虫剤・消臭剤に係る排出量の合計は約 7.7 千 t と推計された。

表 2 防虫剤・消臭剤に係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
181	ジクロロベンゼン			7,606,000		7,606,000
302	ナフタレン			130,000		130,000
	合計			7,736,000		7,736,000

注: 平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

汎用エンジンに係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

汎用エンジン(自動車等の移動体の動力源等に用いられるエンジン以外のもの)を搭載した機器は、軽油又はガソリン等を燃料として消費して稼働する。このときの排ガスに含まれる対象化学物質について推計を行った。

2. 推計を行う対象化学物質

汎用エンジンから排出される対象化学物質の種類は、自動車、二輪車、特殊自動車のうち産業機械等、類似のエンジンを搭載している移動体から排出される物質の種類と同一と仮定した。具体的にはアクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ノルマル-ヘキサン(392)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)について推計を行った。

3. 推計方法

推計方法は図1に示すとおり、概ね特殊自動車と同じであるため、詳細は【参考13】を参照のこと。基本的には、機種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と機種別の平均出力から機種別の全国合計の年間仕事量(GWh/年)を算出し、これに機種別の仕事量当たりの排出係数(g/kWh)を乗じて全国の排出量を推計した。また、表1に示す都道府県別の配分指標を用い、都道府県別の排出量を推計した。

表1 汎用エンジンに係る機種別の都道府県への配分指標

機種	関連指標	資料名
刈払機 チェーンソー	都道府県別人工林面積(ha)	「都道府県別 森林率・人口林率」 (平成24年3月31日現在) (林野庁ホームページ)
動力脱穀機	都道府県別作付面積 (水稻、陸稻、麦類)(ha)	「第90次農林水産省統計表」(平成28年、農林水産省統計情報部)
コンクリートミキサ 大型コンプレッサ 発電機	都道府県別元請完成工事高 (百万円)	「平成26年建設工事施工統計調査報告」(平成28年3月、国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室)

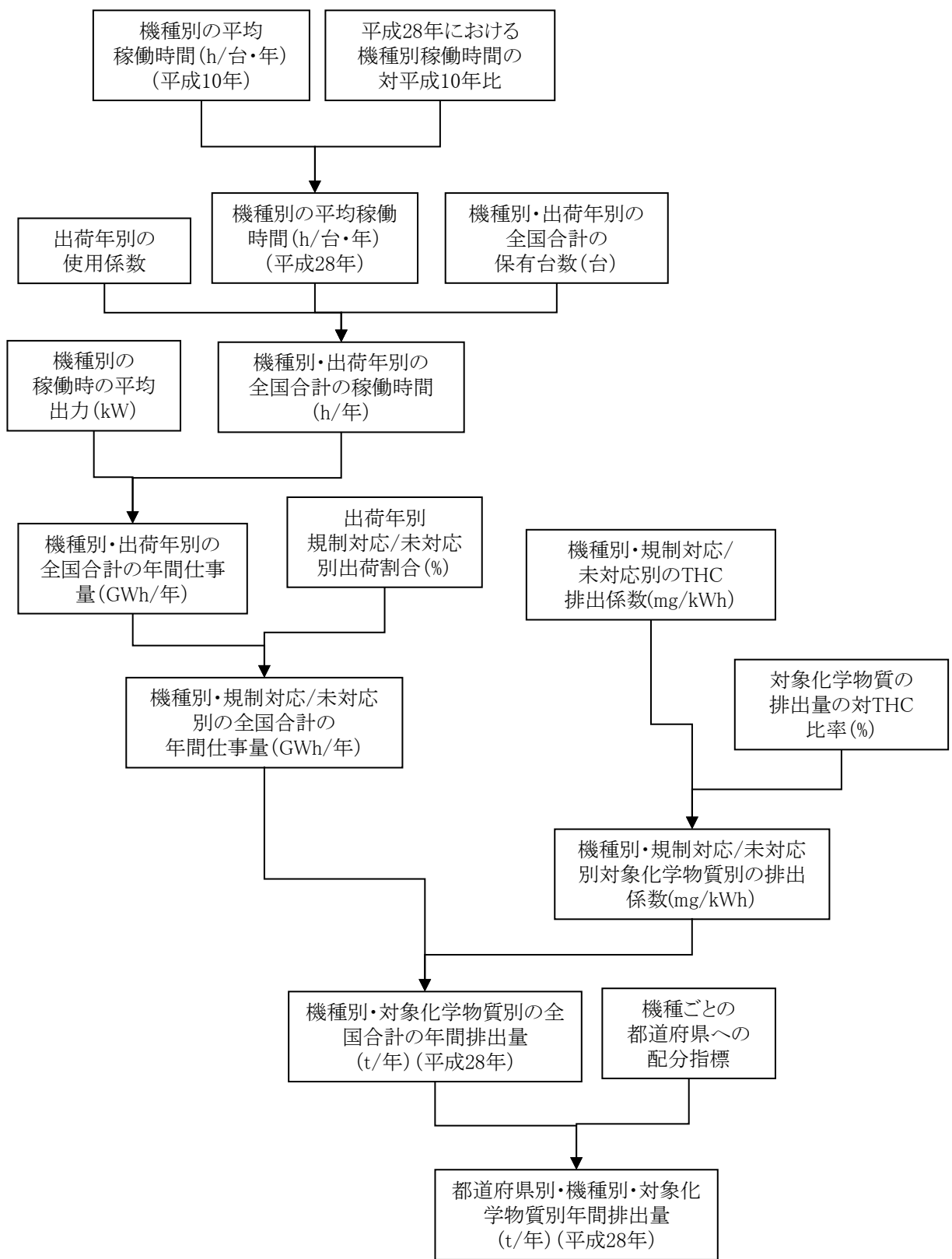


図1 汎用エンジンに係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

汎用エンジンに係る排出量推計結果を表 2、表 3 に示す。汎用エンジンに係る対象化学物質(13 物質)の排出量の合計は約 3.2 千 t と推計された。

表 2 汎用エンジンに係る排出量の推計結果(平成 28 年度:全国)

対象化学物質		対象化学物質排出量(kg/年)						合計
物質番号	物質名	コンクリートミキサ	大型コンプレッサ	刈払機	チェーンソー	動力脱穀機	発電機	
10	アクロレイン	5.1	577	2,672	220	15	4,072	7,561
12	アセトアルデヒド	21	2,413	16,623	1,370	63	17,745	38,235
53	エチルベンゼン	2.8	311	77,178	6,361	8.1	12,213	96,074
80	キシレン	9.6	1,076	403,701	33,271	28	60,322	498,406
240	スチレン	3.1	350	51,056	4,208	9.1	9,004	64,630
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン			61,742	5,089		8,166	74,997
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	2.7	304	81,809	6,742	7.9	12,781	101,647
300	トルエン	11	1,238	759,907	62,628	32	108,477	932,293
351	1, 3-ブタジエン	5.1	578	23,747	1,957	15	6,862	33,164
392	ノルマル-ヘキサン			356,207	29,357		47,111	432,674
399	ベンズアルデヒド	2.5	286	14,367	1,184	7.4	3,745	19,593
400	ベンゼン	13	1,498	629,298	51,864	39	92,880	775,592
411	ホルムアルデヒド	98	11,059	32,059	2,642	287	75,493	121,638
合 計		175	19,690	2,510,366	206,892	510	458,871	3,196,504

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表 3 汎用エンジンに係る排出量推計結果(平成 28 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				合計
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	
10	アクロレイン				7,561	7,561
12	アセトアルデヒド				38,235	38,235
53	エチルベンゼン				96,074	96,074
80	キシレン				498,406	498,406
240	スチレン				64,630	64,630
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				74,997	74,997
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				101,647	101,647
300	トルエン				932,293	932,293
351	1, 3-ブタジエン				33,164	33,164
392	ノルマル-ヘキサン				432,674	432,674
399	ベンズアルデヒド				19,593	19,593
400	ベンゼン				775,592	775,592
411	ホルムアルデヒド				121,638	121,638
合 計					3,196,504	3,196,504

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

(参考:汎用エンジンの機種別の概要)

機種	概要	
<p>コンクリートミキサ</p>	<p>細骨材、セメント、水を練混ぜて均質の生コンクリートを製造する機械。</p> <p>写真出典:ミナト電気工業ウェブページ</p>	
<p>大型コンプレッサ</p>	<p>建設・土木現場で空気を圧縮する機械。空圧工具、ドリル、ブレーカ、エアガン、ダウンザホール、モルタル吹き付け、削岩機、リベット打ち等に利用される。</p> <p>写真出典:デンヨー株式会社ウェブページ</p>	
<p>刈払機</p>	<p>開墾の際除草剤で処理できない雑草や灌木を切り倒したり、土中に粉碎すき混んだりする機械を示す。芝刈り機も含まれる。チェーンソーは除く。</p> <p>写真出典:本田技研工業株式会社ウェブページ</p>	
<p>チェーンソー</p>	<p>人力で使用する刈払機的一种。</p> <p>写真出典:ハスクバーナ・ゼノア株式会社ウェブページ</p>	
<p>動力脱穀機</p>	<p>扱ぎ胴を動力で回転させ、こぎ束を支持し、穂先をこぎ室に入れて、穀粒や穂を稈から離脱させる機械。</p> <p>写真出典:片倉機器工業株式会社ウェブページ</p>	
<p>発電機</p>	<p>ここでは、内燃機関によって機械動力を起こし、その動力を受けて電力を発生する機械。 本項で推計対象とするのは(事業所内等において定置式で使用されるもの以外の)可搬式発電機のみである。</p> <p>写真出典:本田技研工業株式会社ウェブページ</p>	

たばこの煙に係る排出量

1. 届出外排出量として考えられる排出

喫煙に伴う「たばこの煙」に含まれる対象化学物質は主に副流煙として環境中に排出されると考えられる。喫煙を行う場所は事業所や家庭等さまざまだが、すべて「家庭」からの排出とみなした。

なお、一度体内に吸引される主流煙については、体内への残存率等の推計に必要なデータが得られないため、推計の対象外とした。

2. 推計を行う対象化学物質

たばこの煙に含まれる化学物質の種類は数千種類ともいわれているが、対象化学物質のうち、たばこ1本あたりの副流煙中の生成量が把握できた9物質について推計を行った(表1)。なお、ダイオキシン類(物質番号:243)については、別途「ダイオキシン類」として推計を行っている。

表1 たばこの煙として推計する対象化学物質とその生成量の値

物質番号	対象化学物質名	対象化学物質の生成量 (μ g/本)
9	アクリロニトリル	97
10	アクロレイン	310
12	アセトアルデヒド	1,707
36	イソプレン	2,719
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)	124
300	トルエン	597
351	1,3-ブタジエン	364
400	ベンゼン	297
411	ホルムアルデヒド	447

資料:平成11年-12年度たばこ煙の成分分析について(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/seibun.html>

注1:上記資料における「標準的」燃焼条件における主要銘柄の単純平均値を示す。

注2:無機シアン化合物(物質番号144)は「シアン化水素」としての生成量を示す。

3. 推計方法

推計に当たっては、図1に示すとおり、全国のたばこの販売本数と、たばこ1本あたりの対象化学物質の生成量を用いて全国の届出外排出量を推計し、その値を都道府県別の喫煙者数により都道府県に配分することにより、都道府県別の届出外排出量を推計した。

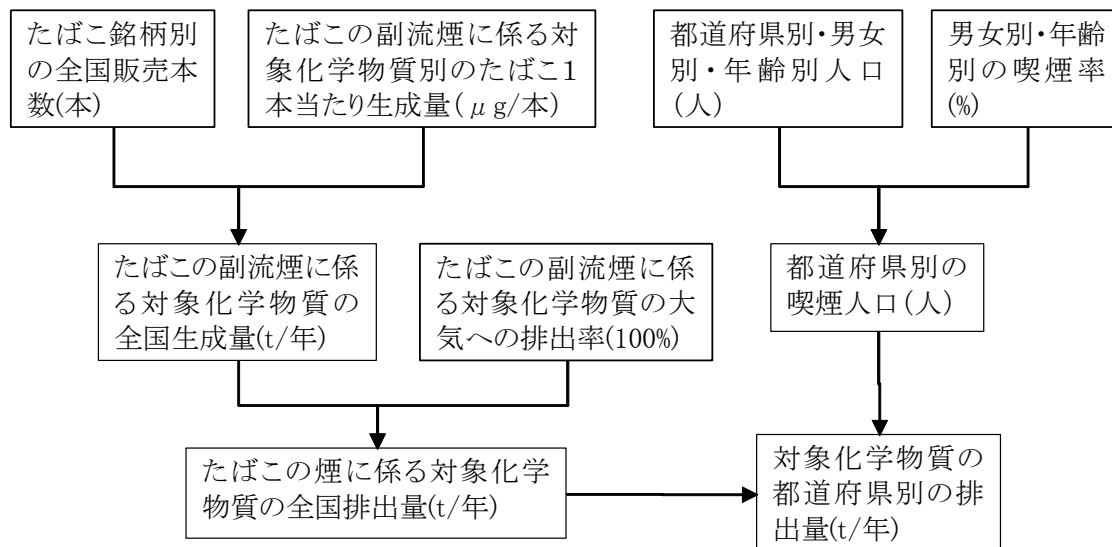


図1 たばこの煙に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

たばこの煙に係る排出量の推計結果を表2に示す。たばこの煙に係る排出量の合計は約1.1千tと推計された。

表2 たばこの煙に係る排出量推計結果(平成28年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
9	アクリロニトリル			16,176		16,176
10	アクロレイン			52,138		52,138
12	アセトアルデヒド			286,657		286,657
36	イソプレン			454,838		454,838
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			20,749		20,749
300	トルエン			99,984		99,984
351	1,3-ブタジエン			61,043		61,043
400	ベンゼン			49,855		49,855
411	ホルムアルデヒド			75,024		75,024
合計				1,116,465		1,116,465

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。